

環境影響評価関係資料

1 環境影響評価実施状況一覧表

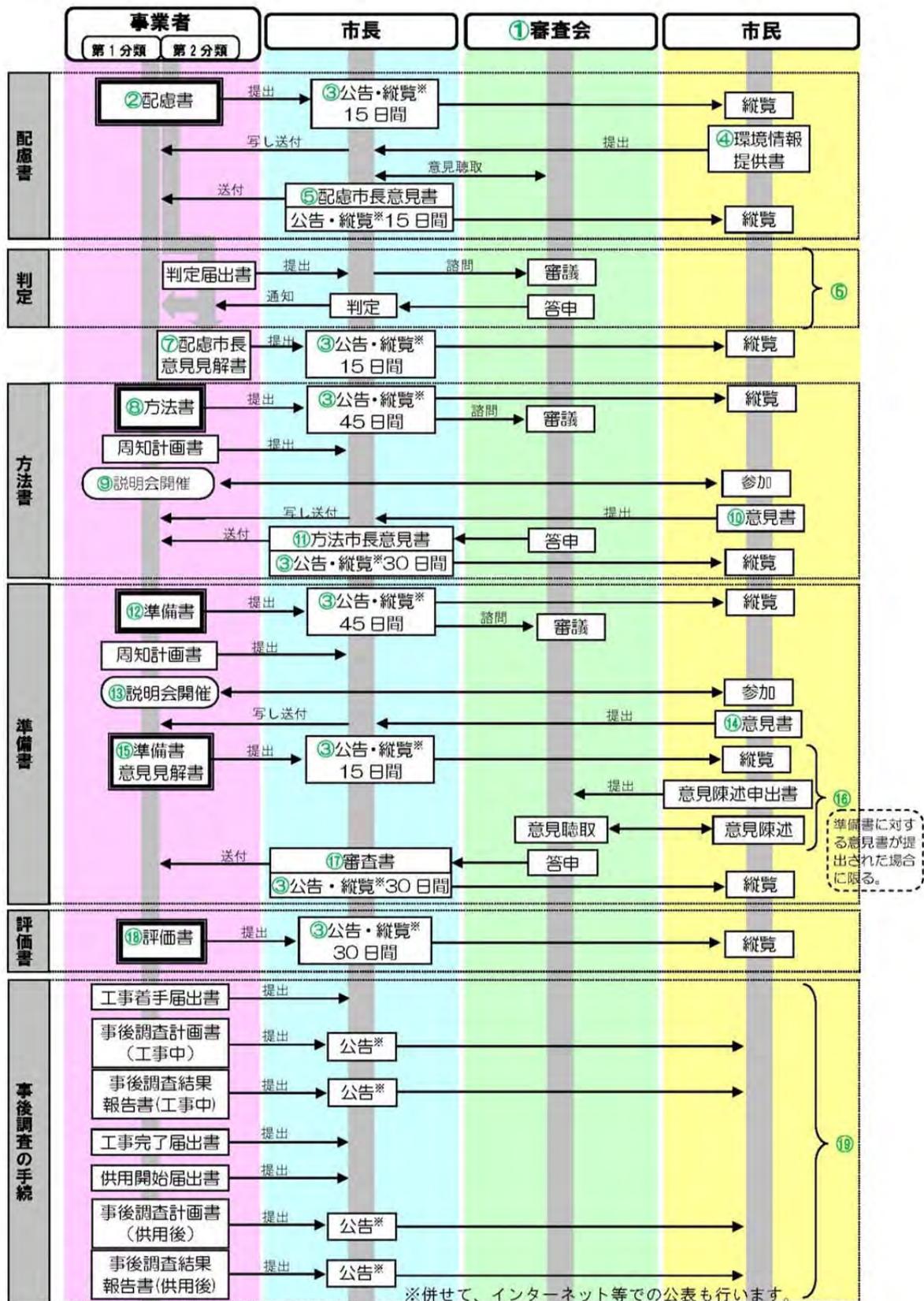
(平成25年度)

根拠	件名	事業種類	場所	実施内容
環境影響評価法	扇島パワーステーション	事業用電気工作物(発電用)の設置	鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、保土ヶ谷区、磯子区、港北区、都筑区、川崎市、東京都	事後調査計画書(3号機)の公告 事後調査報告書(1号機、2号機供用時一般排水追加調査)の公告
	高速横浜環状北西線	道路の建設	神奈川区、保土ヶ谷区、港北区、緑区、青葉区、都筑区	事後調査計画書の公告 着手届出書の提出
	相鉄・東急直通線	普通鉄道の建設	神奈川区、保土ヶ谷区、港北区	事後調査計画書の公告 着手届出書の提出
	中央新幹線(東京都・名古屋市間)	新幹線鉄道の建設	青葉区	準備書・準備書資料編・準備書環境影響評価環境図・要約書の公告・縦覧 意見概要・見解の公告・縦覧 審査会諮問・答申 市長意見の公告・縦覧
横浜市環境影響評価条例	シンシア横浜 R・C センター建設事業	廃棄物処理施設の建設	磯子区、金沢区	事後調査結果報告書(供用時その2)の公告
	(仮称) 上郷開発事業	開発行為に係る事業	港南区、栄区	修正届の提出
	相鉄・JR 直通線	鉄道及び軌道の建設	神奈川区、保土ヶ谷区、旭区	事後調査結果報告書(工事中その3)の公告
	(仮称) JFE 環境(株)横浜エコクリーン建設事業	廃棄物処理施設の建設	鶴見区、神奈川区、中区、港北区、川崎市、東京都大田区	事後調査結果報告書の公告

(平成25年度)

根拠	件名	事業種類	場所	実施内容
横浜市環境影響評価条例	鶴見川多目的遊水地土壌無害化処理事業	廃棄物処理施設の建設	港北区	事後調査結果報告書（最終版）の公告
	（仮称）横浜駅西口駅ビル計画	高層建築物の建設	神奈川区、西区	事後調査計画書（解体工事）の公告 事後調査結果報告書（解体工事）の公告
	（仮称）みなとみらい 21 中央地区 37 街区Ⅱ期棟計画	高層建築物の建設（第2分類事業）	西区	計画段階配慮書の公告・縦覧 審査会における意見聴取 配慮市長意見書の作成、公告・縦覧 第2分類事業判定に係る諮問・答申 第2分類事業判定通知（アセスメント不要） 配慮市長意見見解書の公告・縦覧
川崎市環境影響評価に関する条例	（仮称）新川崎F地区計画	住宅団地の新設（第1種行為） 大規模建築物の新設（第1種行為）	川崎市、鶴見区	事後調査報告書（工事中その1）の写しの縦覧

2 横浜市環境影響評価条例 手続の流れ (横浜市環境影響評価条例の対象となる事業)



① 審査会

市長の諮問に応じ、環境影響評価、事後調査その他の手続に関する事項を調査審議させるため、横浜市環境影響評価審査会（審査会）を設置しています。審査会は、市長が任命する20人以内の学識経験者で構成されます。

② 配慮書（計画段階配慮書）

第1分類事業又は第2分類事業を実施しようとする計画段階事業者は、事業の計画を立案するにあたり、環境への配慮が必要な事項について、環境配慮指針に従って行った計画段階配慮の内容を具体的に示した図書である計画段階配慮書を作成し、市長へ提出します。

③ 公告・縦覧

公告とは、横浜市が市民のみならず広くお知らせすることをいい、横浜市の報（原則として毎月5日、15日、25日に発行）に情報を掲載します。公告の日から条例で決められた期間、横浜市環境創造局環境影響評価課と関係区役所にて、該当の図書等を自由に見る（縦覧する）ことができます（貸出も可）。

その他、配慮書、方法書、準備書については、原則「広報よこはま」にも縦覧のお知らせを掲載します。また、主な図書や市長意見は、縦覧期間をこえて横浜市環境アセスメントのホームページなどで公表します。

④ 環境情報提供書

配慮書について環境の保全に関する情報（環境情報）をお持ちの方は、配慮書の縦覧期間（公告の日から15日間）内に、市長に環境情報提供書を提出することができます。市長は、提出いただいた環境情報提供書の写しを、計画段階事業者へ送付します。

⑤ 配慮市長意見書

市長は、お寄せいただいた環境情報に配慮すると共に審査会の意見を聴いた上で、配慮書についての環境の保全の見地からの意見書（配慮市長意見書）を作成し、計画段階事業者へ送付します。

⑥ 判定の手続

第2分類事業を実施しようとする者は、市長へ判定届出書を提出します。市長は、規則で定める基準に従って、第2分類事業について、環境影響評価等の実施が必要か否かの判定を行い、その結果を届出者に通知します。市長は、判定を行うにあたり審査会に諮問します。

⑦ 配慮市長意見見解書

第2分類事業の判定の結果、環境影響評価等の実施の必要がないとされた者は、配慮市長意見書に対する見解を示した図書である配慮市長意見見解書を作成し、市長へ提出します。

⑧ 方法書（環境影響評価方法書）

事業者は、対象事業の計画内容、環境影響評価を行うにあたっての調査・予測の手法などを示した図書である環境影響評価方法書を作成し、市長へ提出すると共に、対象事業の実施により環境に著しい影響があると見込まれる地域にお住いの方々等に対し、方法書の概要をお知らせします。

市長は、方法書について環境の保全の見地から調査審議させるため、審査会に諮問します。

⑨（方法書）説明会

事業者は、方法書の内容を周知するための説明会を開催します。どなたでも参加することができます。説明会の開催にあたっては、事業者が開催日時などを対象地域にお住いの方々等にお知らせします。

⑩（方法書に対する）意見書

方法書について環境の保全の見地から意見のある方は、方法書の縦覧期間（公告の日から45日間）内に、市長に意見書を提出することができます。市長は、提出いただいた意見書の写しを、事業者へ送付します。

⑪ 方法市長意見書

市長は、提出いただいた意見書に配慮し、方法書についての環境の保全の見地からの意見書を作成し、事業者へ送付します。

事業者は、市民意見や方法市長意見書の指摘等を踏まえ、環境影響評価項目や調査、予測の手法を確定し、環境影響評価を実施します。

⑫ 準備書（環境影響評価準備書）

事業者は、実施した環境影響評価の結果等（調査・予測・評価の結果や環境の保全のための措置、事後調査についてなど）を示した図書である環境影響評価準備書を作成し、市長へ提出すると共に、環境影響評価の結果、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域（対象地域）にお住いの方々等に対し、準備書の概要をお知らせします。

市長は、準備書について環境の保全の見地から調査審議させるため、審査会に諮問します。

⑬ 説明会

事業者は、準備書の内容を周知するための説明会を開催します。

⑭（準備書に対する）意見書

準備書について環境の保全の見地から意見のある方は、準備書の縦覧期間（公告の日から45日間）内に、市長に意見書を提出することができます。市長は、提出いただいた意見書の写しを、事業者へ送付します。

⑮ 準備書意見見解書

事業者は、提出いただいた意見書についての見解を示した図書である準備書意見見解書を作成し、市長へ提出します。

⑯ 意見陳述の手続

対象地域にお住まいの方や、対象地域内に事務所等がある方などは、準備書意見見解書の縦覧期間（公告の日から15日間）内に、審査会に対し、環境の保全の見地からの意見を述べたい旨を申し出ることができます。審査会で、準備書の調査審議にあたって必要があると認められる場合には、意見の聴取を行います。

※意見陳述の手続は、準備書に対する意見書が提出されなかった場合には行われません。

⑰ 審査書

市長は、提出いただいた意見書や事業者の見解に配慮し、準備書についての環境の保全の見地からの意見書（審査書）を作成し、事業者へ送付します。審査書は、事業者のほか、当該事業について許認可権を有する者にも送付し、配慮を要請します。

⑱ 評価書（環境影響評価書）

事業者は、審査書を勘案すると共に市民の方からの意見等に配慮し、準備書の記載事項に検討を加えて、環境影響評価の最終的な評価をとりまとめた図書である環境影響評価書を作成し、市長へ提出します。

⑲ 事後調査の手続

事業者は、評価書の記載に基づき、予測結果や評価、環境保全措置の検証等を目的として事後調査を実施します。実施にあたっては事後調査計画書、実施後には事後調査結果報告書を作成し、市長へ提出します。

地籍調査事業関係資料

1 調査業務

ア 新規調査

平成12年度から休止しています。

(ア) 一筆地調査及び測量（1年目）

道路・水路・青地・民有地など、土地一筆ごとに現地での調査・測量を実施します。

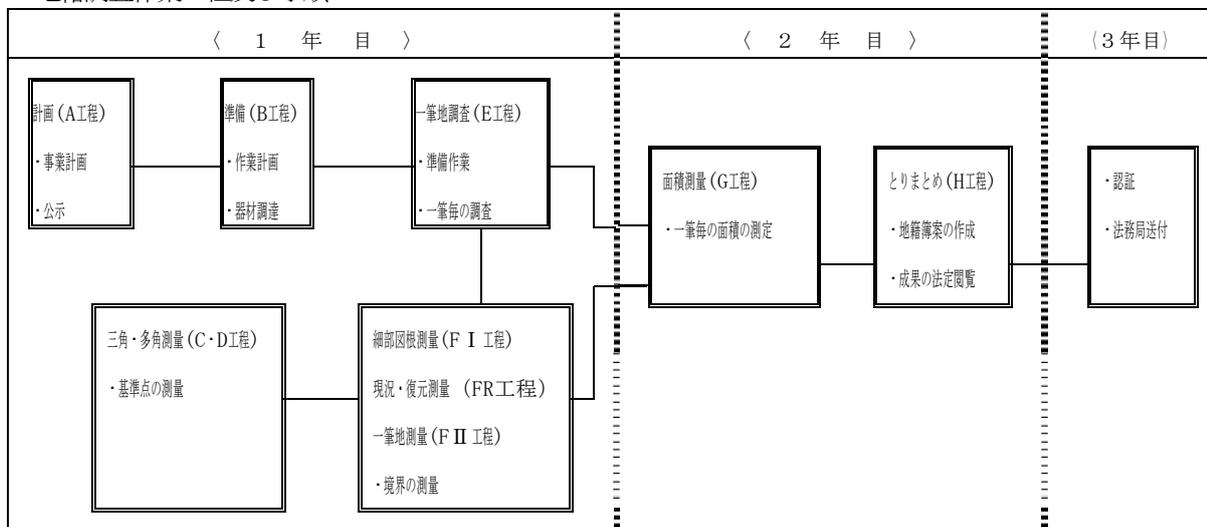
(イ) 面積測定及び閲覧（2年目）

前年度に一筆地調査と測量を実施した地区について、面積の測定と地籍図・地籍簿の作成を行い、成果の法定閲覧をします。

(ウ) 認証及び法務局送付（3年目）

成果について、県の認証を得て法務局に送付します。

地籍調査作業工程及び手順



イ 再調査

法務局への地籍調査成果の送付が遅れている地域（未送付地区）について、全筆再調査を実施し、成果を順次送付します。

平成26年度実施地域

地 域	面積 (km ²)
栄区笠間一丁目ほかの各一部 【全筆再調査・1年目】	0.28
栄区笠間二丁目ほかの各一部 【全筆再調査・2年目】	0.16
栄区笠間四丁目ほかの各一部 【全筆再調査・3年目】	0.21

2 管理業務

調査が終了した地区の成果品を管理し、閲覧及び証明資料提供と成果に関する相談並びに修正を行っています。また、旭区市沢町の一部ほか（0.83km²）の数値情報化を実施します。

地籍調査の実施状況

平成26年3月31日現在

項 目	面積 (km ²)	実 施 率
市 全 域 面 積	435.21	—
法 務 局 送 付 面 積	146.03	市全域の33.6%

平成 26 年度 環境に関する市民意識調査 結果概要

1 調査概要

【目的】

今後の環境分野の市政運営や政策立案の基礎資料として活用するため、市民の環境に関する意識や市政に対する満足度、要望等を把握することを目的としています。

【調査方法】

インターネット調査（登録モニターによるWEB調査）により実施しました。

「平成 25 年中の人口動態と平成 26 年 1 月 1 日現在の年齢別人口」より、人口構成比に基づき、性別・年代別・居住区別に割付け、横浜市在住の 20 歳以上の合計 1,000 人から回答を得ました。

【調査期間】

平成 26 年 8 月 7 日～8 月 13 日

【調査項目】

35 項目について、調査を実施しました（各項目については（2）設問一覧を参照）。

平成 26 年度の調査では、平成 25 年度の調査に引き続き、環境保全の優先度や環境活動への意欲、災害対策と連携して取り組むべき環境施策などについて調査を行いました。

【調査結果】

調査結果は横浜市ホームページ（<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/data/chousa/>）で公表しています。

（主な項目の結果概要については（3）結果概要を参照）

2 設問一覧

I 環境問題に対する関心と行動	
Q1	横浜の環境の現状についてどのように感じているか
Q2	横浜の環境は10年前と比べてどのように変わったと感じているか
Q3	市内の環境に関する満足度
Q4	環境行動の実践状況
Q5	環境に対する関心や行動
Q6	関心のある環境問題や環境活動
Q7	環境行動を実践するうえで難しい点、行動できない、行動しない理由
Q8	環境に配慮した行動の後押しとなるもの
Q9	東日本大震災の直後と現在を比較して、省エネの取組状況の変化
Q10	環境の保全と生活の便利さ・快適さについて考えに最も近いもの
Q11	環境の保全と家計の負担について考えに最も近いもの
II 地域の環境活動への参加	
Q12	地域の環境活動に参加したいと思うか
Q13	どのような活動や取組に参加したことがあるか、参加したいと思うか
Q14	どのような形態の活動に参加したことがあるか、参加したいと思うか
Q15	どのような機会等があれば地域の環境活動に参加するか
Q16	地域の環境活動に参加しない、あるいは参加できない理由
III 環境問題に関する情報収集	
Q17	環境問題や環境活動に関して、必要な情報は得られているか
Q18	環境の情報を得る主な手段は何か
Q19	横浜市環境創造局で、情報を発信するためにツイッターを利用していることの認知
IV 温暖化対策に関する設問	
Q20	家庭でのCO ₂ 排出削減・省エネ行動を進める補助ツールの認知
Q21	風力発電所（ハマウイング）の認知
V 生物多様性に関する設問	
Q22	生物多様性という言葉を知っているか
Q23	近年、生物多様性の危機が問題として挙げられているが、身近な問題と思うか
Q24	「ヨコハマbプラン」について、特に必要と思うもの
VI 水と緑に関する設問	
Q25	身近に緑を感じられる環境があるか
Q26	公園や森林、水辺の広場など身近な自然環境に足を運ぶ頻度
Q27	緑との関わりや活動について、行っていること、今後行ってみたいこと
Q28	都市部に緑や水辺が多くないことについて優先的に必要なこと
Q29	横浜市が住宅用雨水浸透ますの設置に補助金制度を設けていることの認知
VII 食と農に関する設問	
Q30	横浜産の農産物を購入したことがあるか
Q31	農産物直売所やその他の場所で横浜産農産物を購入しようと思う理由
Q32	市民利用型農園で農作業を体験してみたいと思うか
VIII 市の環境関連施策の満足度と優先度	
Q33	市の環境に関する取組の満足度
Q34	今後、横浜市に優先的に取り組んでほしい事項
IX 東日本大震災を受けて	
Q35	災害対策として優先的に取り組むべきこと

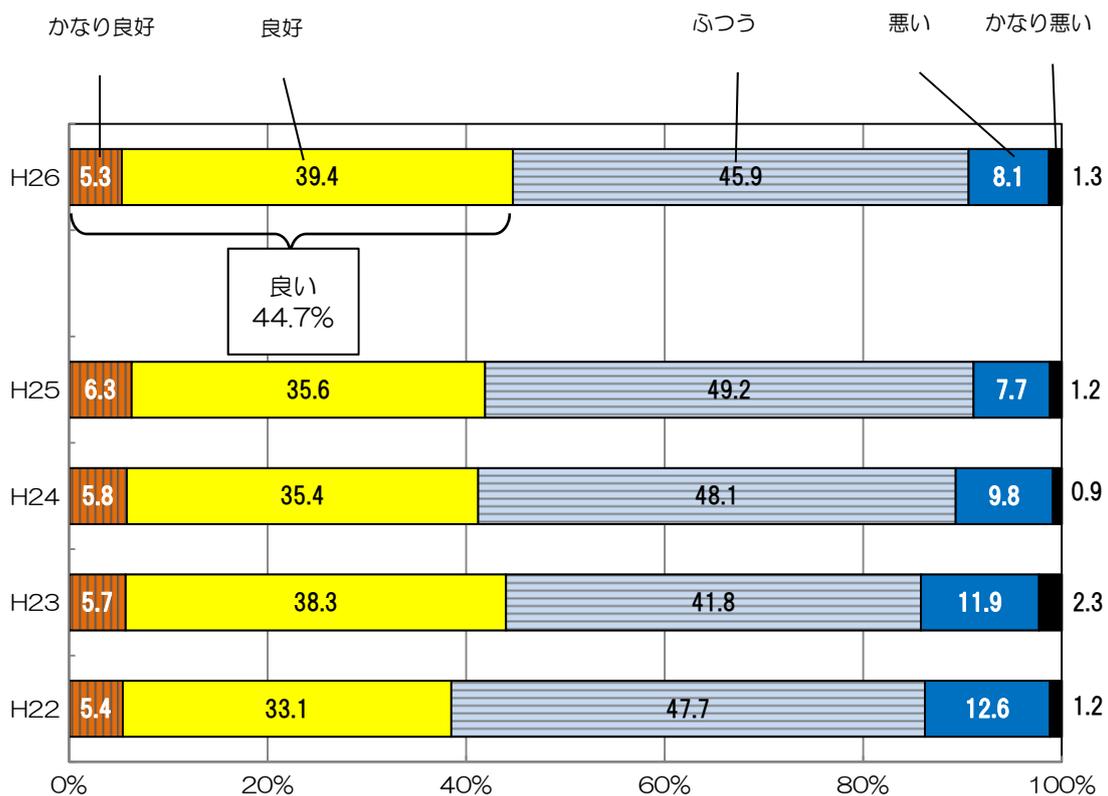
3 結果概要

環境に関する意識について

- 横浜の環境が「かなり良好、良好」という回答は4割を超えており、経年変化を見てもほぼ同様の割合で推移しています。また、「悪い、かなり悪い」という回答は1割程度で推移しています。
- 全体の7割近くの人が「生活の便利さ・快適さ」よりも「環境の保全」を優先すべきと回答しているのに対し、20代のみでは1割以上低くなりました。若い世代への環境保全の意識啓発を重点的に進めていく必要があります。
- 関心のある環境問題の上位3つは「空気の汚れ（大気汚染）」「河川や海の汚れ（水質汚濁）」「食の安全や食育」となりました。

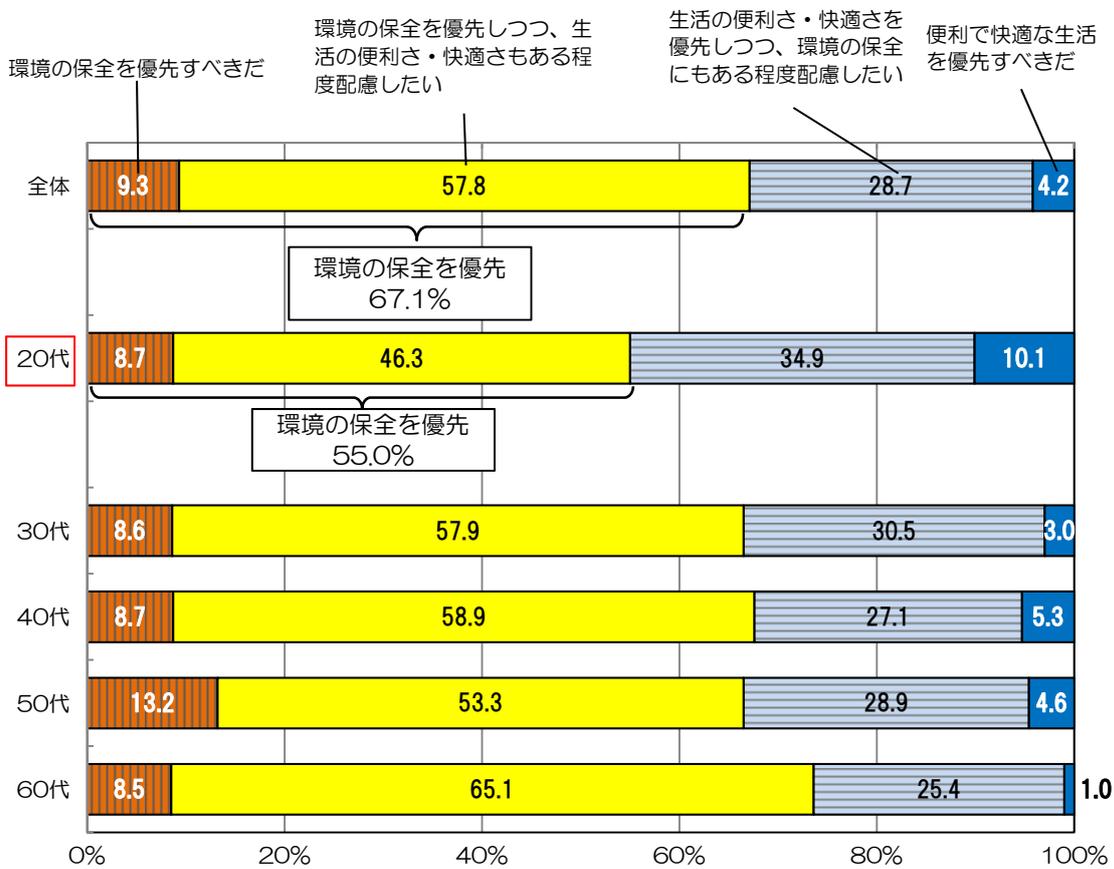
Q1. 横浜の環境の現状について、どのように感じていますか？

◇「かなり良好、良好」が約45%。



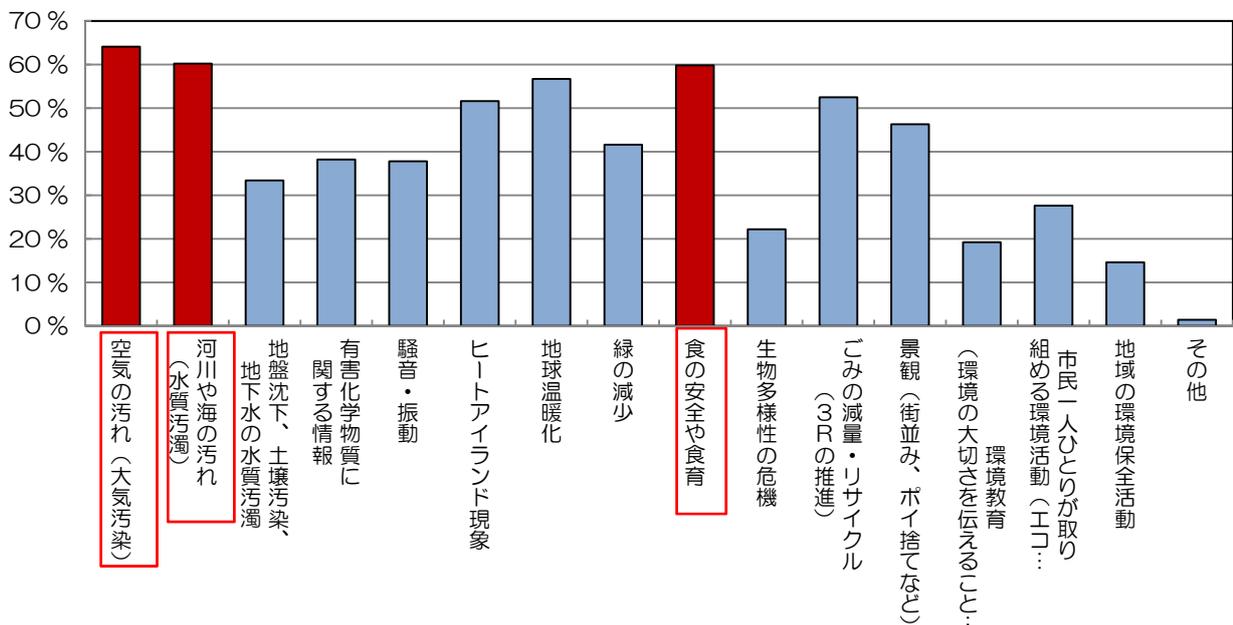
Q10. 環境の保全と生活の便利さ・快適さの優先度は？

◇「環境の保全を優先」が全体では67%、20代では55%。



Q6. 関心のある環境問題や環境活動は何ですか？（複数回答） 経年変化

◇「空気の汚れ(大気汚染)」「河川や海の汚れ(水質汚濁)」「食の安全や食育」が上位3つ。



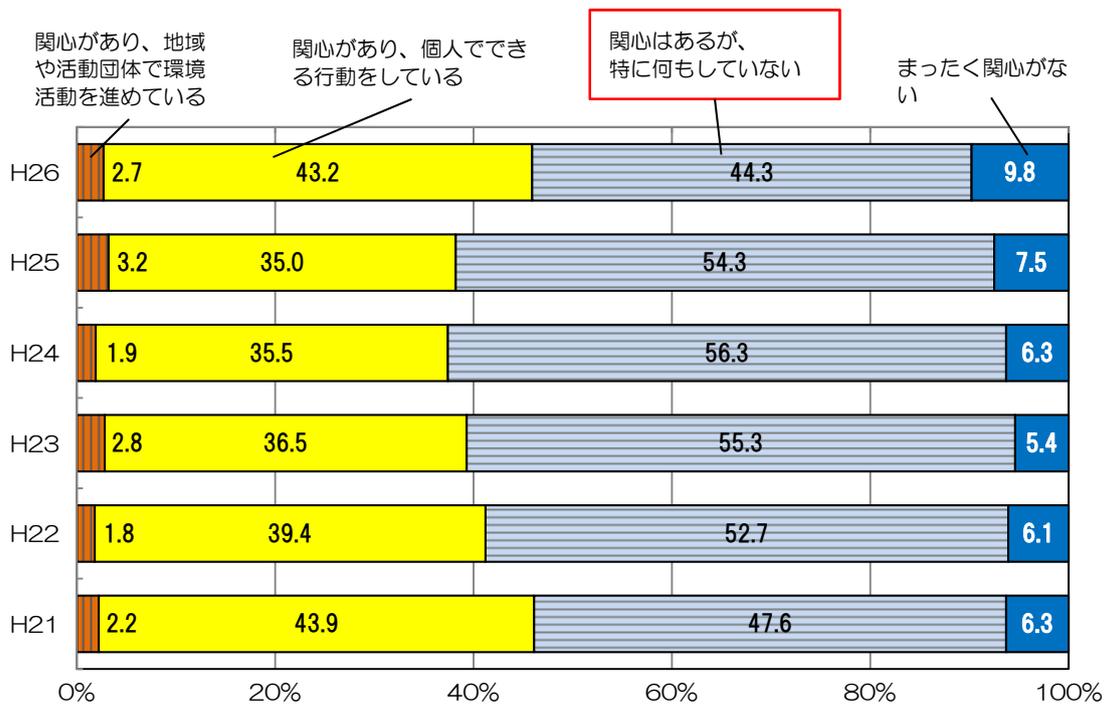
環境行動の実践状況について

- 環境行動の実践状況は、「関心はあるが、特に何もしていない」という回答が4割以上ありました。
- 環境行動をするうえで難しい点は「何をすればよいかわからない、どのような行動があるのかわからない」という回答が最も多くなりました。
- 環境行動を進めるための後押しとなるものは「経済的な効果が期待できること」「自分の行動が環境に貢献していることが目に見えて実感できること」という回答が多くありました。環境行動の種類や、環境行動による経済面・環境面の効果を分かりやすくする取組が環境行動を推進するうえで重要となっています。

Q5 環境に対する関心や行動（環境行動・地域や環境活動団体の環境活動）で最も近いものは？

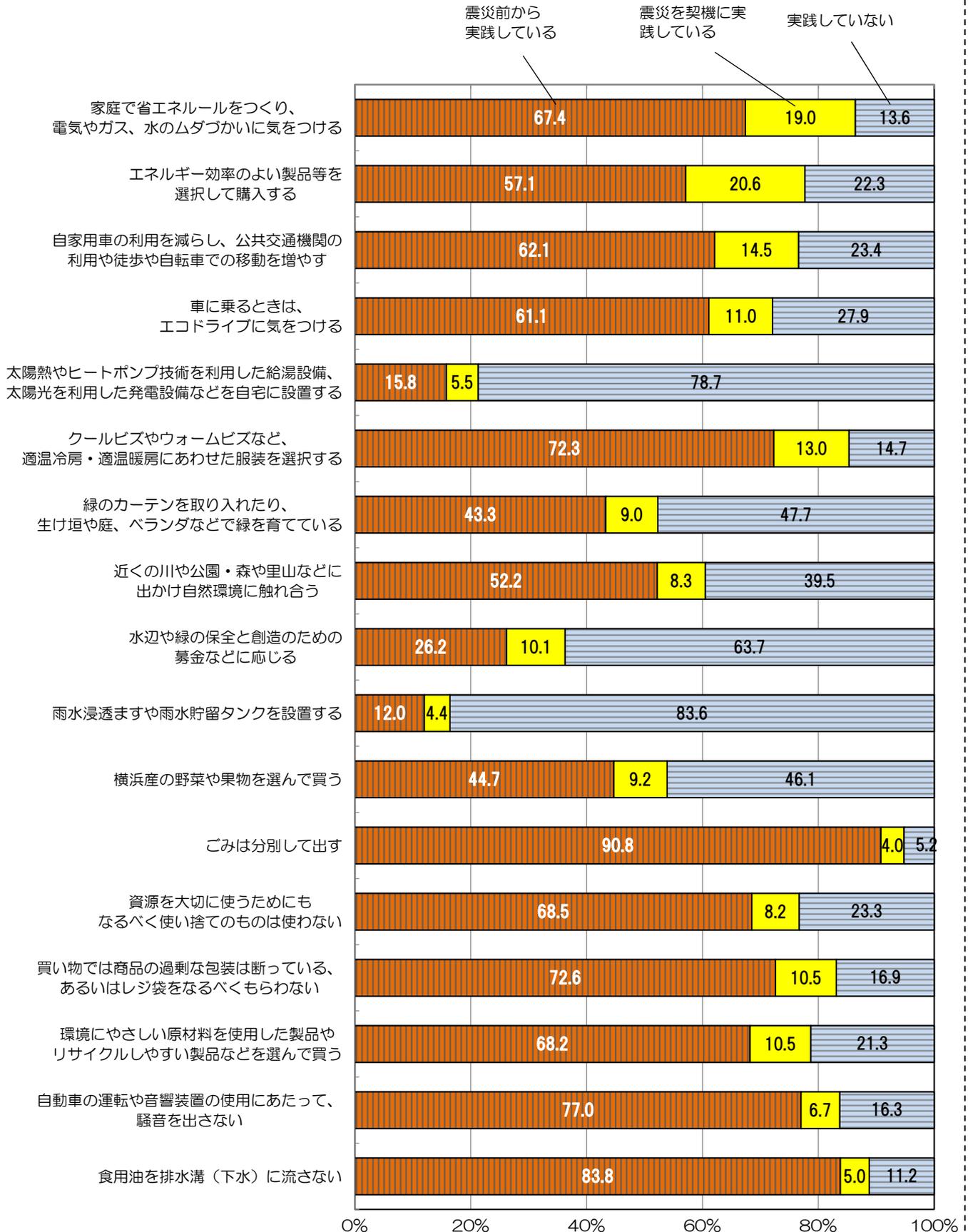
◇「関心はあるが、特に何もしていない」が44%。

※平成26年度から設問に行動の説明（環境行動・地域や環境活動団体の環境活動）を追加しています。



参考

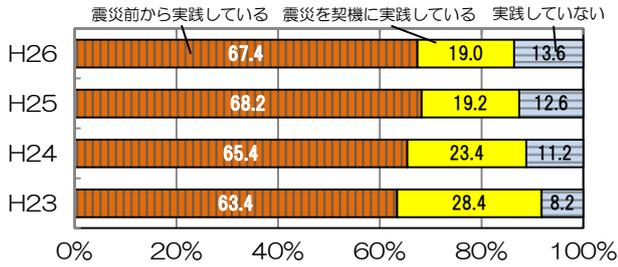
Q4. 環境にやさしい生活をするために実践していること（環境行動）はありますか？また、東日本大震災の前と比較して、日常生活において意識や行動に変化はありましたか？



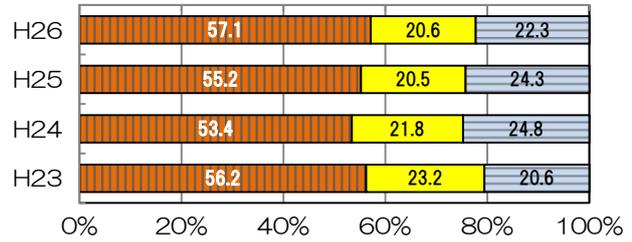
参考

(経年変化)

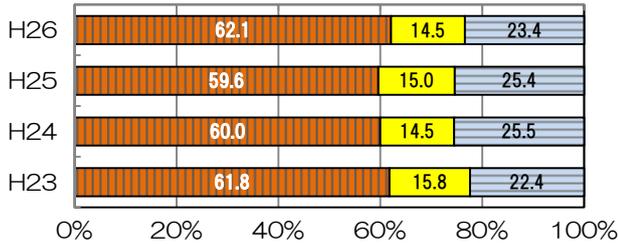
参考：Q4(1) 家庭での省エネの実践状況



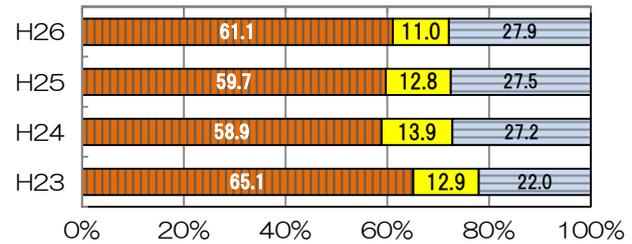
参考：Q4(2) 省エネ製品の購入状況



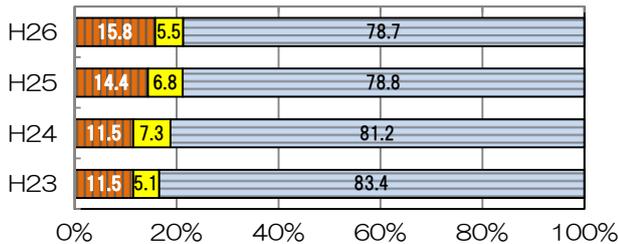
参考：Q4(3) 公共交通機関、自転車、徒歩の実践状況



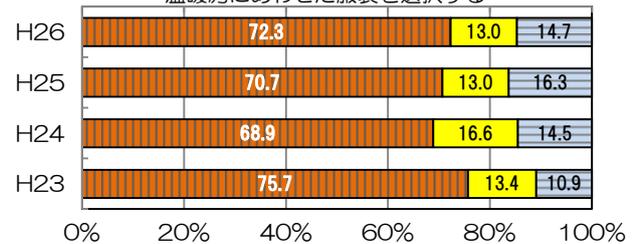
参考：Q4(4) エコドライブの実践状況



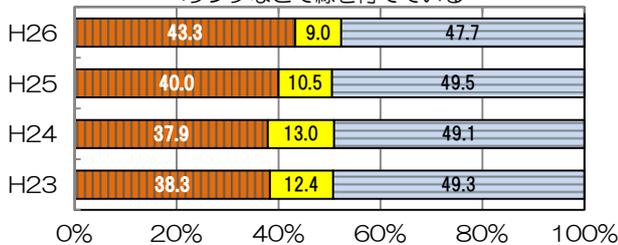
参考：Q4(5) ヒートポンプ、太陽光発電等の設置状況



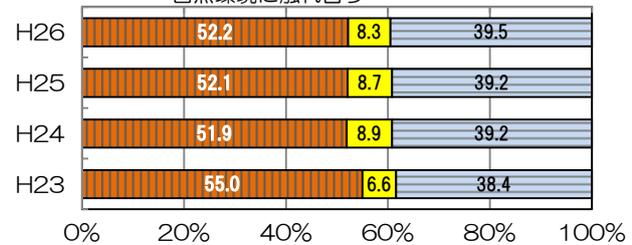
参考：Q4(6) クールビズやウォームビズなど、適温冷房・適温暖房にあわせた服装を選択する



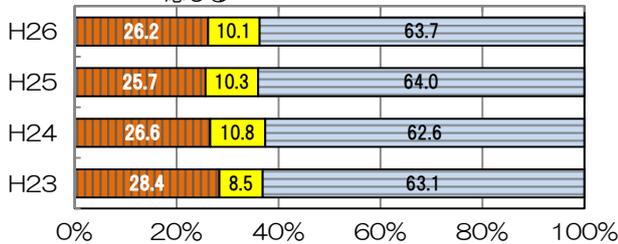
参考：Q4(7) 緑のカーテンを取り入れたたり、生け垣や庭、ベランダなどで緑を育てている



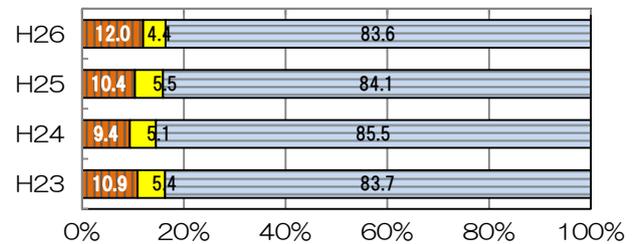
参考：Q4(8) 近くの川や公園・森や里山などに出かけ自然環境に触れ合う



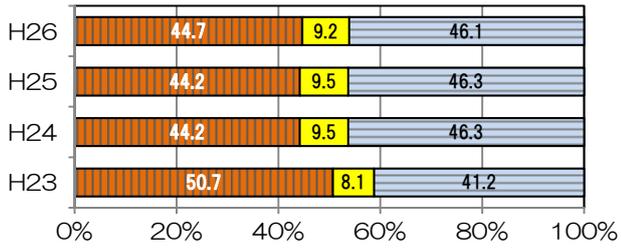
参考：Q4(9) 水辺や緑の保全と創造のための募金などに応じる



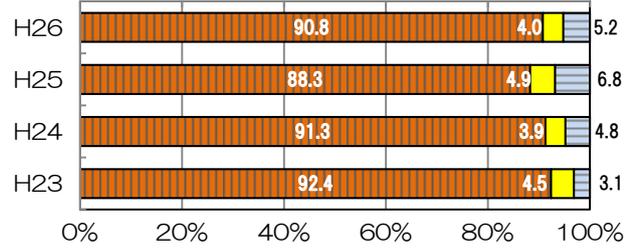
参考：Q4(10) 雨水浸透ますや雨水貯水タンクの設置状況



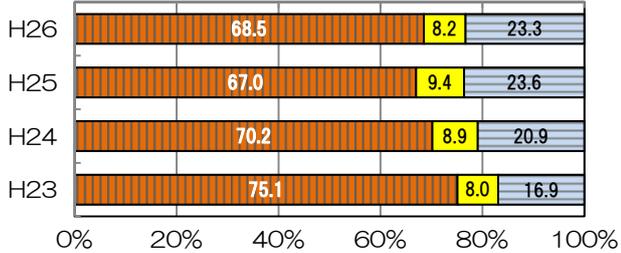
参考：Q4(11) 横浜産の農産物の購入状況



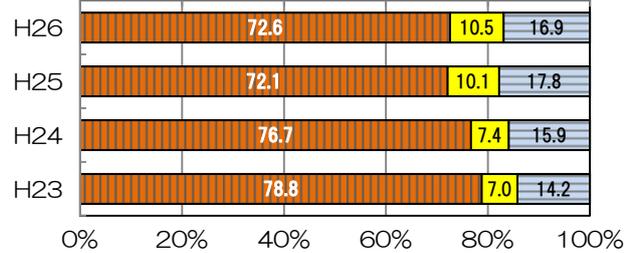
参考：Q4(12) ごみの分別



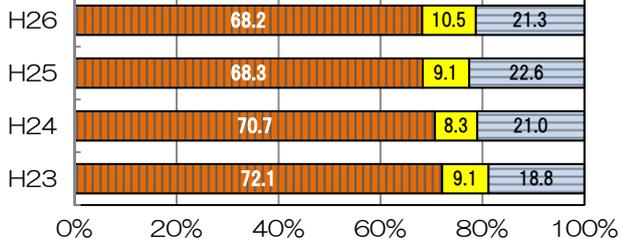
参考：Q4(13) 使い捨てのものの購入を控えているか



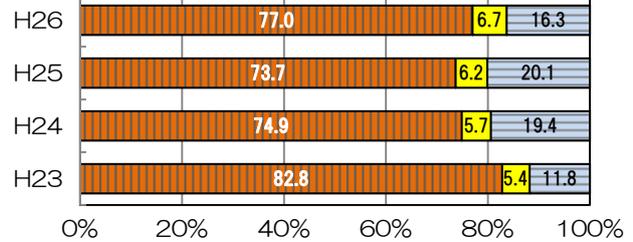
参考：Q4(14) 過剰包装、レジ袋を断っているか



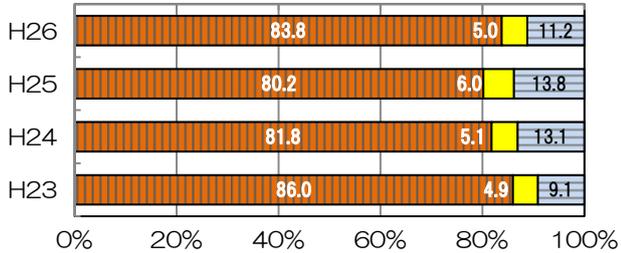
参考：Q4(15) 環境にやさしい原材料を使用した製品やリサイクルしやすい製品などを選んで買っているか



参考：Q4(16) 自動車の運転や音響装置（楽器、ステレオなど）の使用にあたって、騒音を出さない

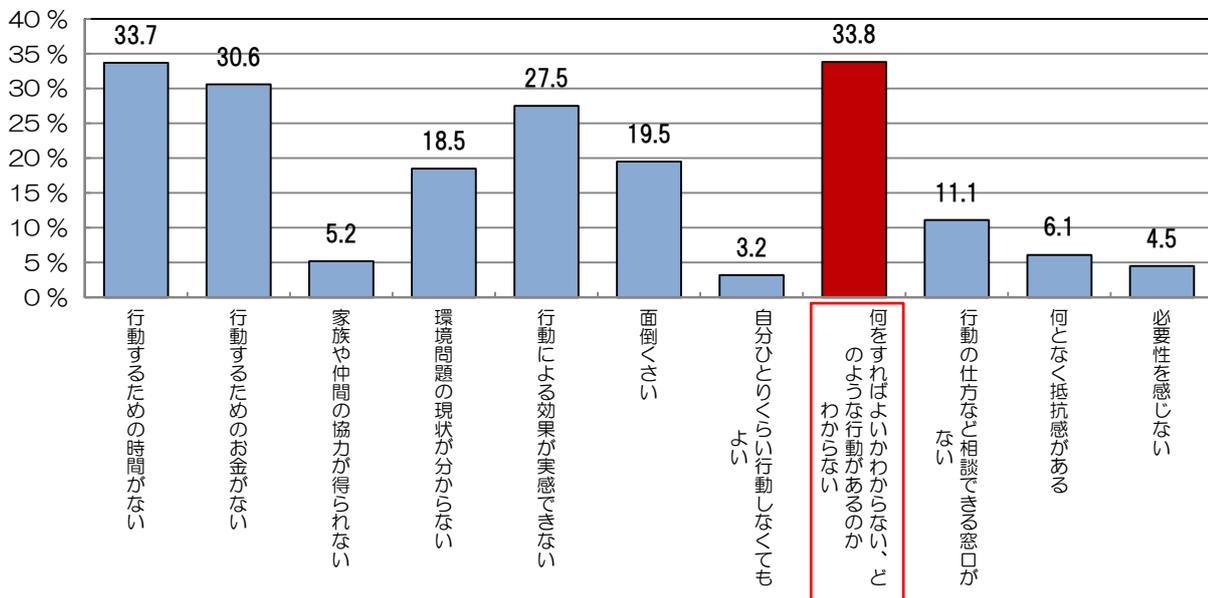


参考：Q4(17) 食用油を排水口（下水）に流していないか



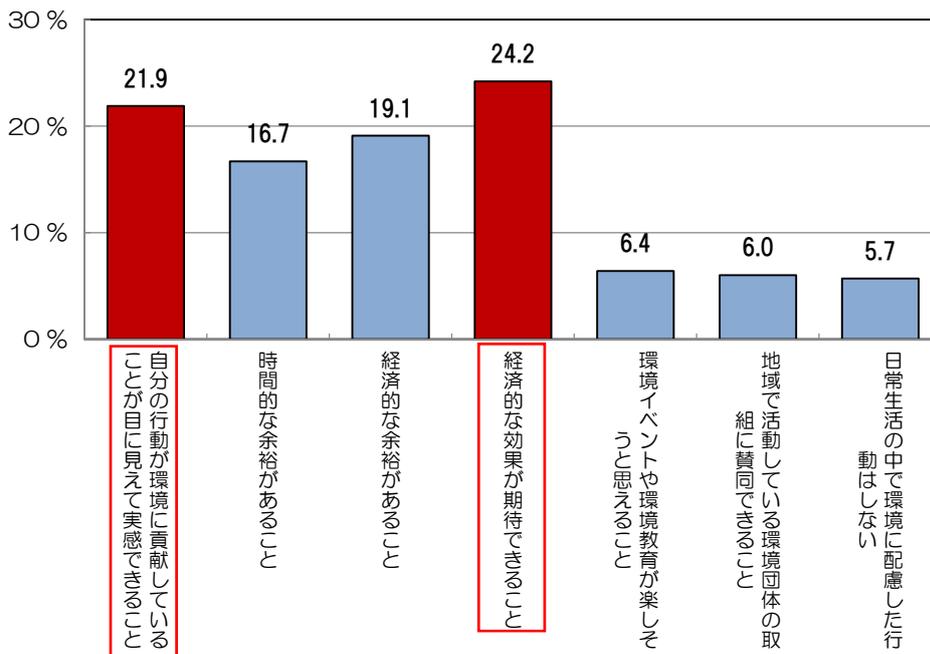
Q7 環境行動を実践するうえで難しい点、行動できない、行動しない理由は？

◇「何をすればよいかわからない、どのような行動があるのかわからない」が 34%。



Q8 日常生活の中で環境に配慮した行動をさらに進めるにあたって、後押しとなるものは？

◇「経済的な効果が期待できること」が 24%、「自分の行動が環境に貢献していることが目に見えて実感できること」が 22%。

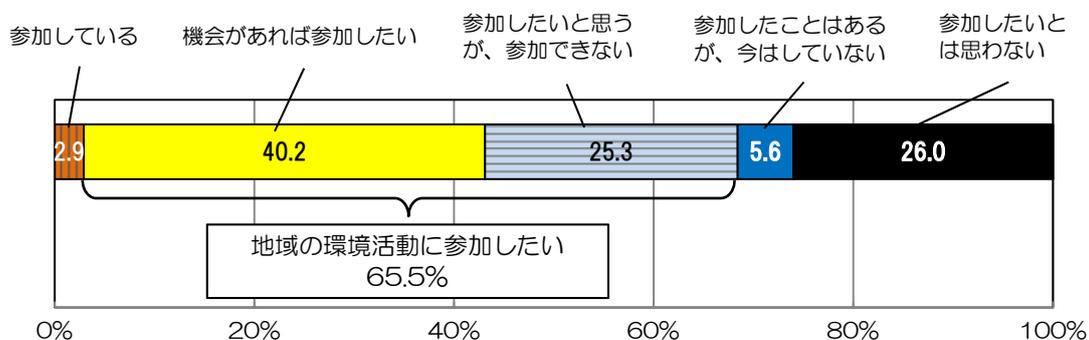


地域の環境活動への意識について

- 地域の環境活動に参加しておらず、「機会があれば参加したい」方が40%、「参加したいと思うが参加できない」方が25%、合わせて65%いました。この回答をした方に、どのような機会があれば地域の環境活動に参加するか伺ったところ、「興味のある活動が自分の近くで行われている」「どこでどのような活動が行われているかわかる」という回答が多くありました。環境活動の内容や実施場所についての情報の周知が参加者増加の足掛かりになると考えられます。
- 興味のある環境活動は、「花や緑を育てる活動」「公園・道路などの清掃活動」が最も多くなりました。

Q12. 地域の環境活動に参加したいと思いませんか？

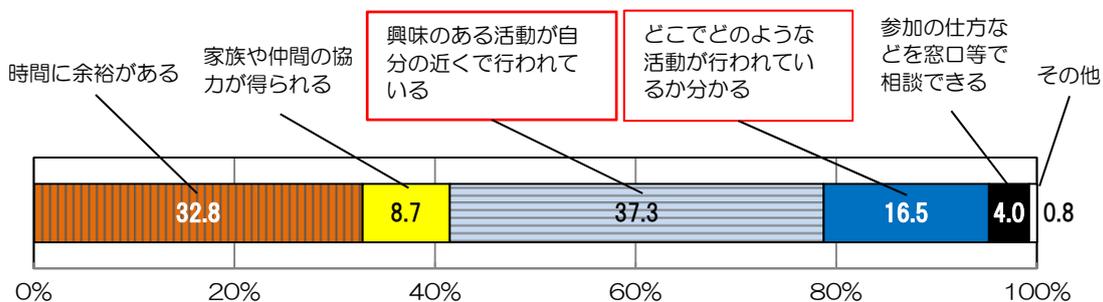
◇「地域の環境活動に参加したい」が66%。



Q15. どのような機会等があれば地域の環境活動に参加しますか？

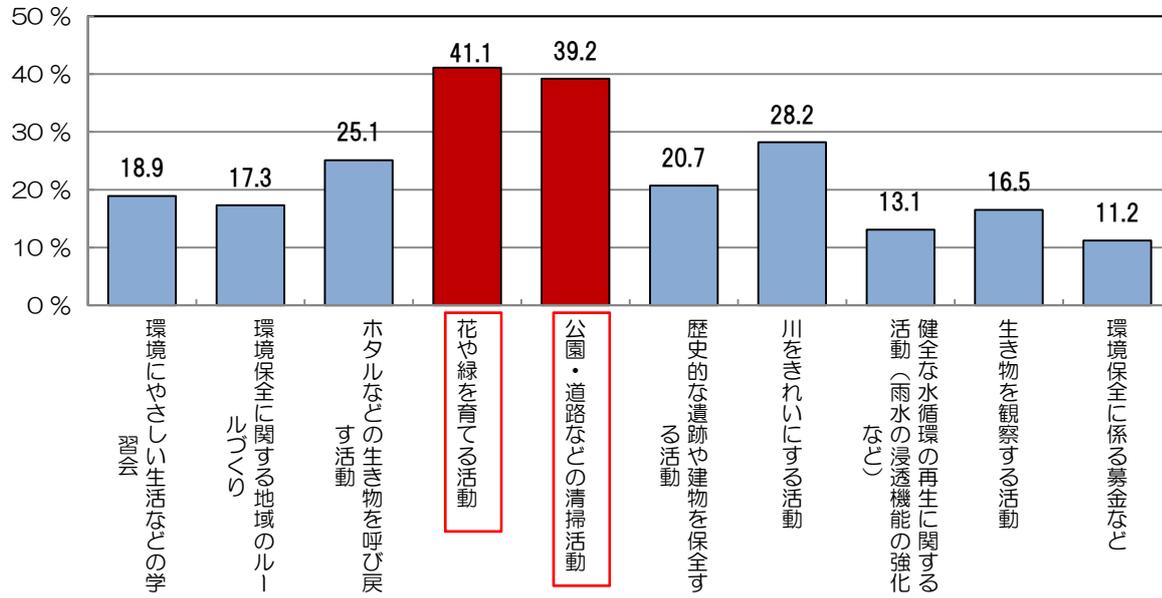
◇「興味のある活動が自分の近くで行われていれば、参加したい」が37%、「どこでどのような活動が行われていれば」が17%。

※Q12で「機会があれば参加したい」「参加したいと思うが参加できない」と答えた方のみ回答



Q13 どのような活動や取組に参加したことがあるか、参加したいか？

◇「花や緑を育てる活動」「公園・道路などの清掃活動」が高い。



市の取組に対する満足度について

環境に関する情報発信

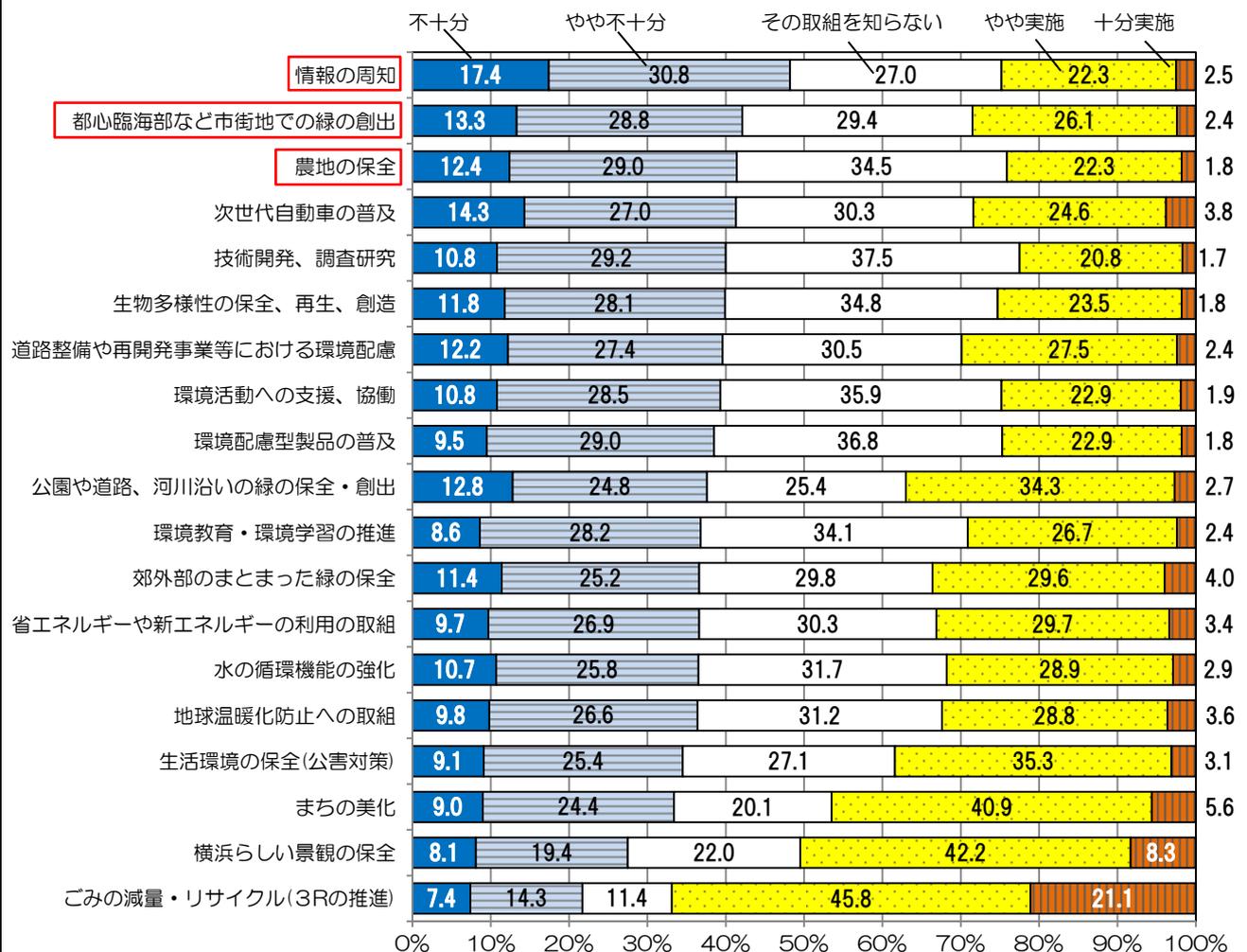
- 横浜市の環境取組に対する満足度を聞いた設問では、「情報の周知」で「やや不十分、不十分」という回答が最も多くなっており、一層の取組が必要です。
- 「情報の周知」については、環境に関して必要な情報が得られているかという設問でも「得られていない」という回答が76%にのぼり、重要な課題であることが分かります。環境の情報を得る手段としては、「テレビ」が全年代で多く用いられているほか、「新聞、公共機関の広報誌・パンフレット」は年代が高いほど多く、「ソーシャルメディア」は年代が低いほど多い傾向があります。各世代が身近に接する媒体を効果的に活用して情報発信する必要があります。

満足度の低い取組

- 「都心臨海部など市街地での緑の創出」「農地の保全」でも「やや不十分、不十分」の回答が多くなっているほか、優先的に横浜市に取り組んでほしい事項として「公園や道路、河川沿いの緑の保全・創出」が筆頭となっていることから、緑に関する取組のニーズが高いことがうかがえます。

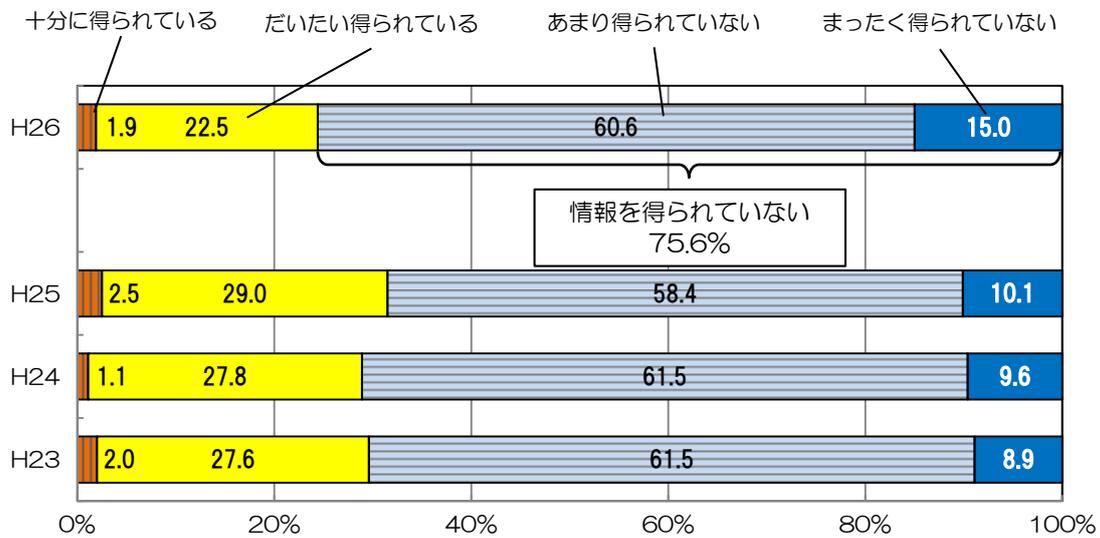
Q33. 横浜市が現在行っている環境に関する取組について、どのように感じますか？

◇「不十分」「やや不十分」の合計の上位3つは、「情報の周知」「都心部など市街地での緑の創出」「農地の保全」。



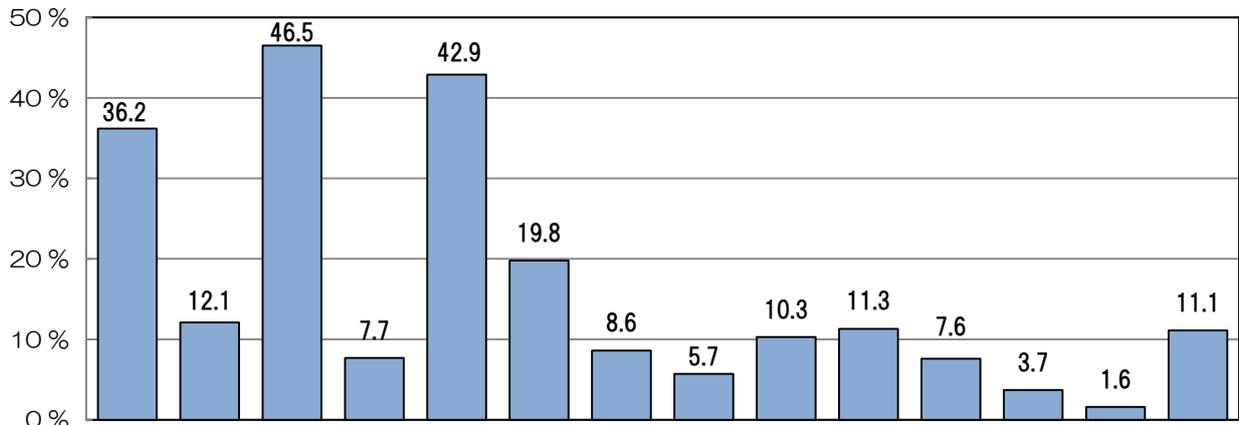
Q17. 環境問題や環境活動に関して、必要な情報は得られていますか？

◇「情報を得られていない」が76%。



Q18. 環境の情報を得る主な手段は？

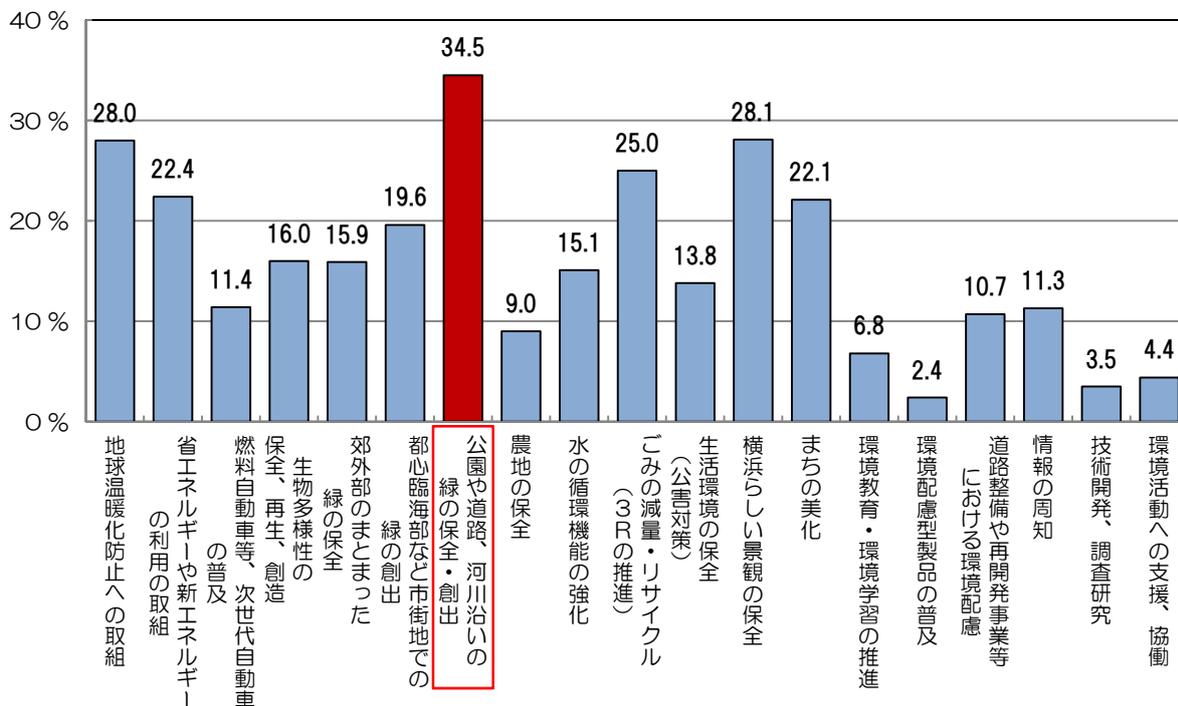
◇「テレビ」が47%、「国や県、横浜市の広報誌・パンフレット」が43%。



	新聞	本・雑誌	テレビ	ラジオ	国や県、横浜市の広報誌・パンフレット	国や県・横浜市など公共機関のホームページ	報道機関、企業や民間団体のホームページ	メールマガジン	ブログやツイッター、SNSなどのソーシャルメディア	家族や友人・知人	地域活動・ボランティア活動を通じて	イベント・セミナー	その他	情報を得ていない
20代	24.2	11.4	47.7	5.4	20.8	16.1	8.7	2.7	18.1	10.1	3.4	2.7	-	17.4
30代	25.9	16.8	48.2	9.1	31.5	20.8	11.2	5.1	13.7	14.7	4.6	3.0	1.5	9.6
40代	35.7	8.7	41.5	7.2	37.7	19.8	7.7	3.9	10.1	8.2	5.8	2.9	2.9	15.0
50代	37.5	15.1	52.0	7.2	46.7	22.4	11.8	5.9	10.5	12.5	5.3	4.6	2.0	9.9
60代以上	48.8	10.2	45.4	8.5	63.4	19.7	5.8	8.8	4.1	11.2	14.2	4.7	1.4	6.8

Q34 今後、横浜市に優先的に取り組んでほしいことは？

◇「公園や道路、河川沿いの緑の保全・創出」が最も多く35%。



地球温暖化対策について

地球温暖化の関心と行動

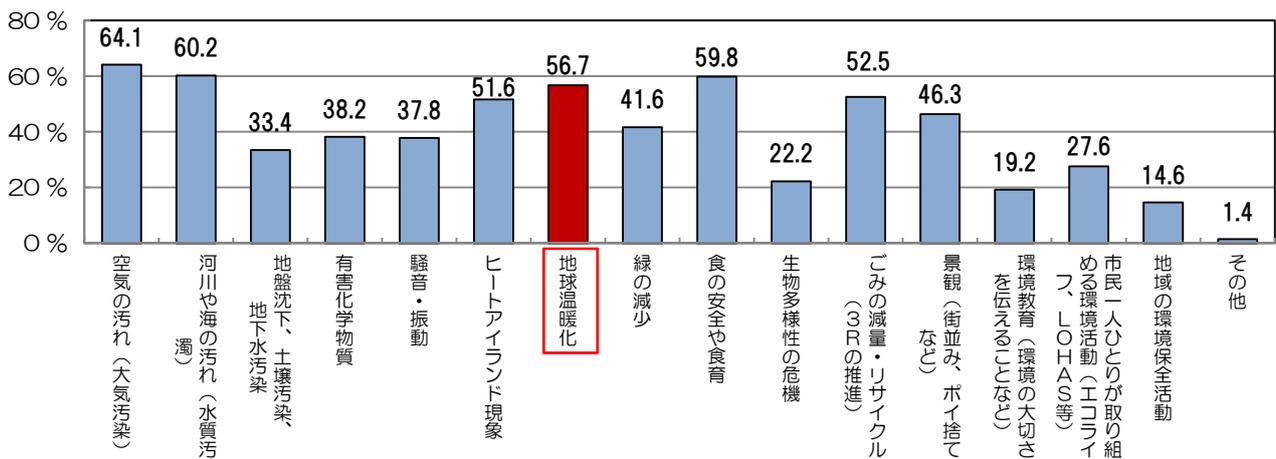
●地球温暖化については、約6割の人々が関心を持っています。この環境問題は毎年関心の高い項目の1つとなっています。環境にやさしい生活をするために実践していることのうち、「電気やガス、水のムダづかいに気をつける」「クールビズやウォームビズ」などの実践率が8割を超えており、日常生活の中でも地球温暖化対策に貢献する取組が実践されていることが伺えます。

ハマウイングの認知度

●再生可能エネルギーの利用促進や地球温暖化対策の一環として、そして、環境行動都市の実現に向けて、市民一人ひとりが具体的な行動を起こす契機となることを目的として横浜市が設置している風力発電所（ハマウイング）を横浜市の事業で設置していることの認知度は18%にとどまっています。地球温暖化の関心が高いことを利用して、ハマウイングの意義とともに地球温暖化対策の取組を広報していく必要があります。

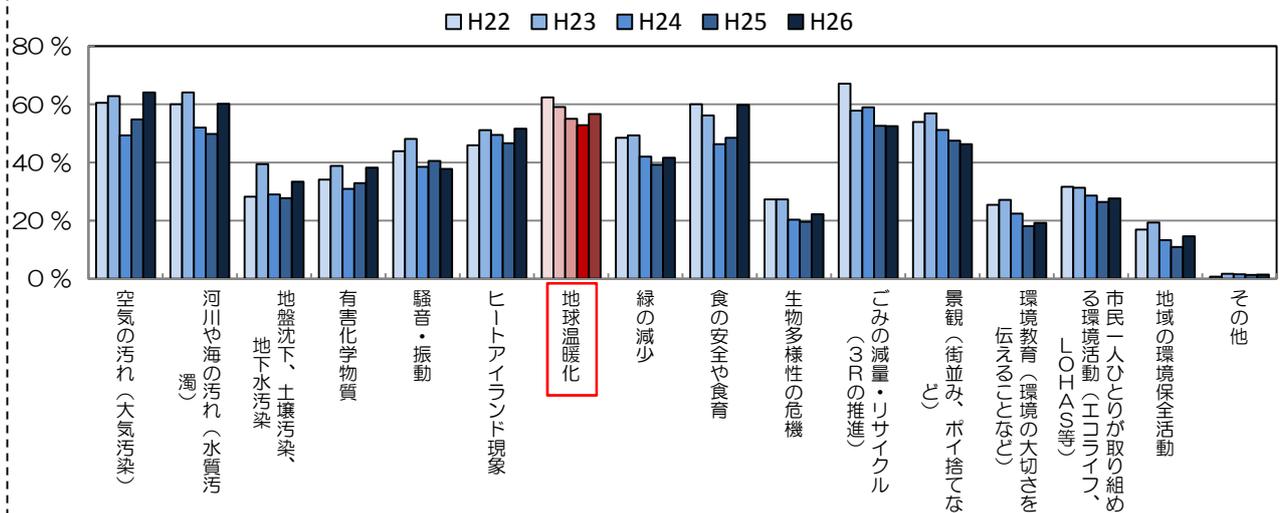
Q6. 関心のある環境問題や環境活動は何ですか？（複数回答）

◇「地球温暖化」が57%。



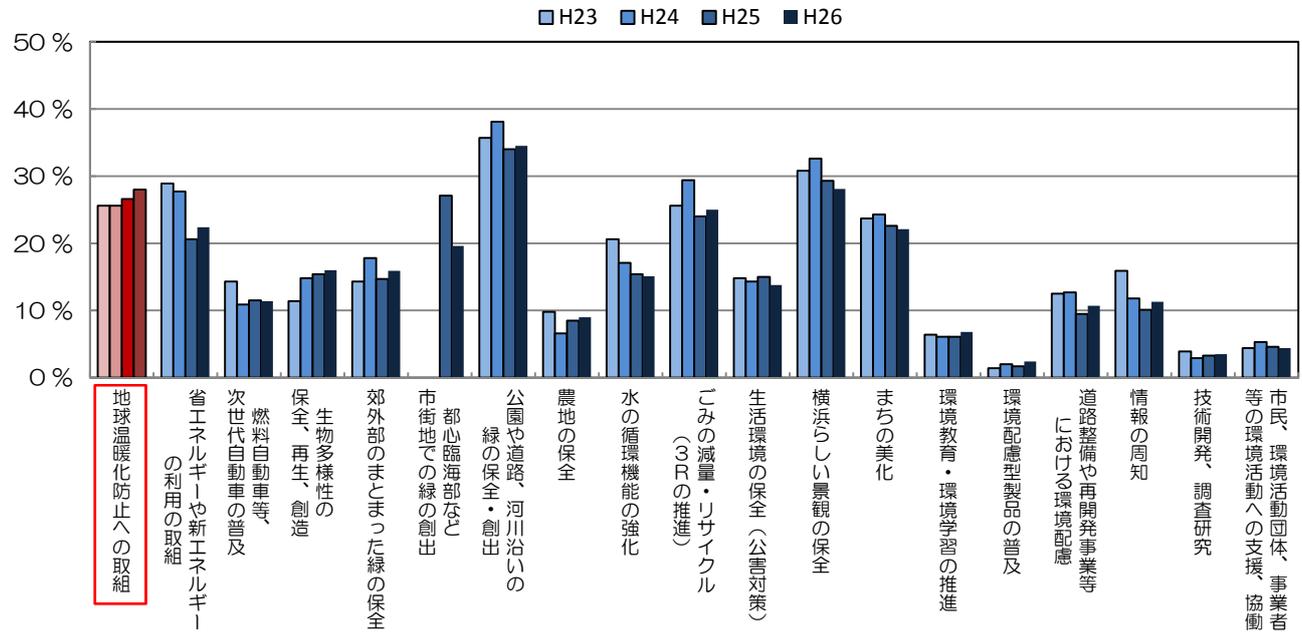
参考

（経年変化）



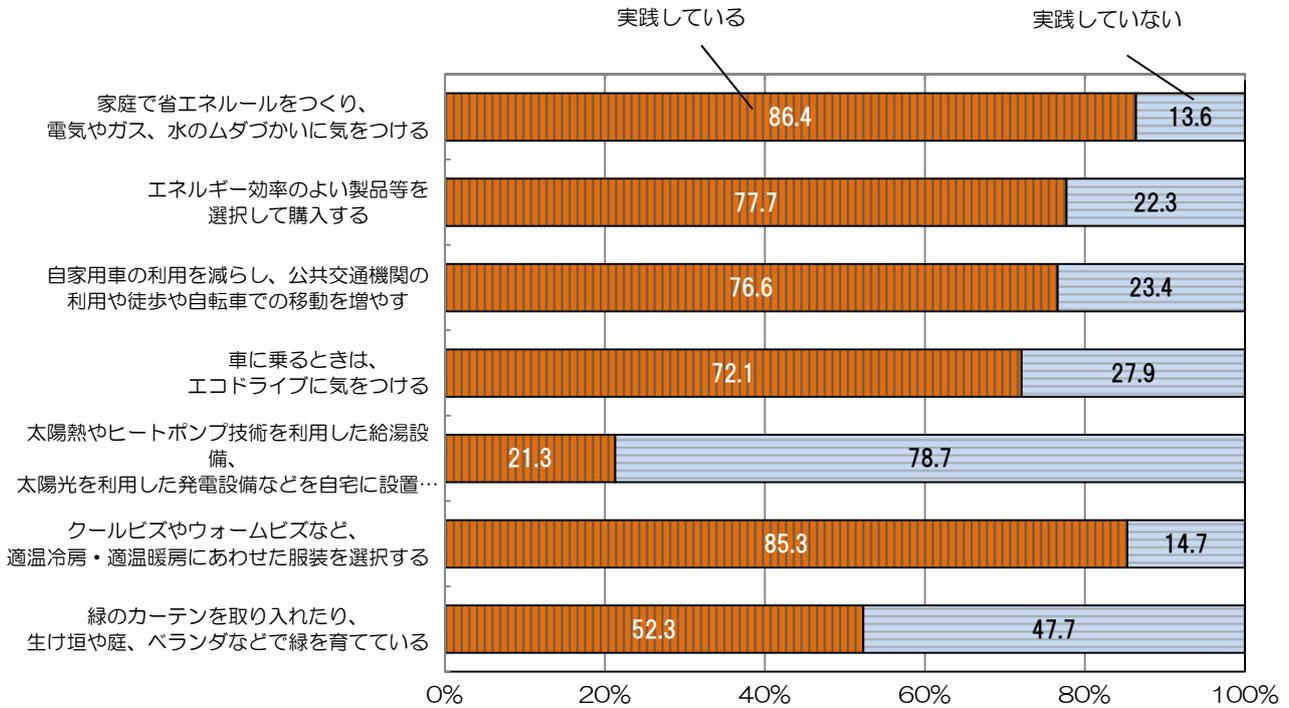
参考

Q34. 横浜市に優先的に取り組んで欲しい取組（3つ選択）



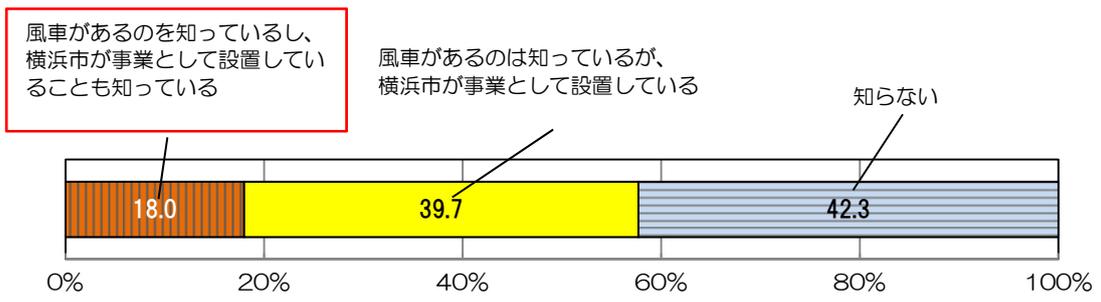
Q4. 環境にやさしい生活をするために実践していること（環境行動）はありますか。また、東日本大震災の前と比較して、日常生活において意識や行動に変化はありましたか？（抜粋）（実践を始めた時期を問わず、「実践している」・「実践していない」で表記）

◇「電気やガス、水のムダづかいに気をつける」「クールビズやウォームビズ」などの実践率が8割超。



Q21. 風力発電所（愛称「ハマウイング」）の認知

◇横浜市の事業として「ハマウイング」を知っている人は18%。



生物多様性について

生物多様性の認知度

- 生物多様性という言葉の認知度は、「よく知っている、ある程度知っている」という回答は約4割とやや頭打ちになっている状況です。世代別では、20代の約5割の人が知っていると回答しており最も多くなっています。

生物多様性の危機の認識

- 生物多様性の危機を身近な問題と思っている割合は約7割を占めており、特に50代、60代以上で高くなっています。一方で生物多様性という言葉の認知度が最も高かった20代は、身近な問題ととらえている割合が他の世代よりも低い状況です。年代を考慮して広報する内容を変えるなど工夫をすることが必要です。

生物多様性の保全に必要な取組

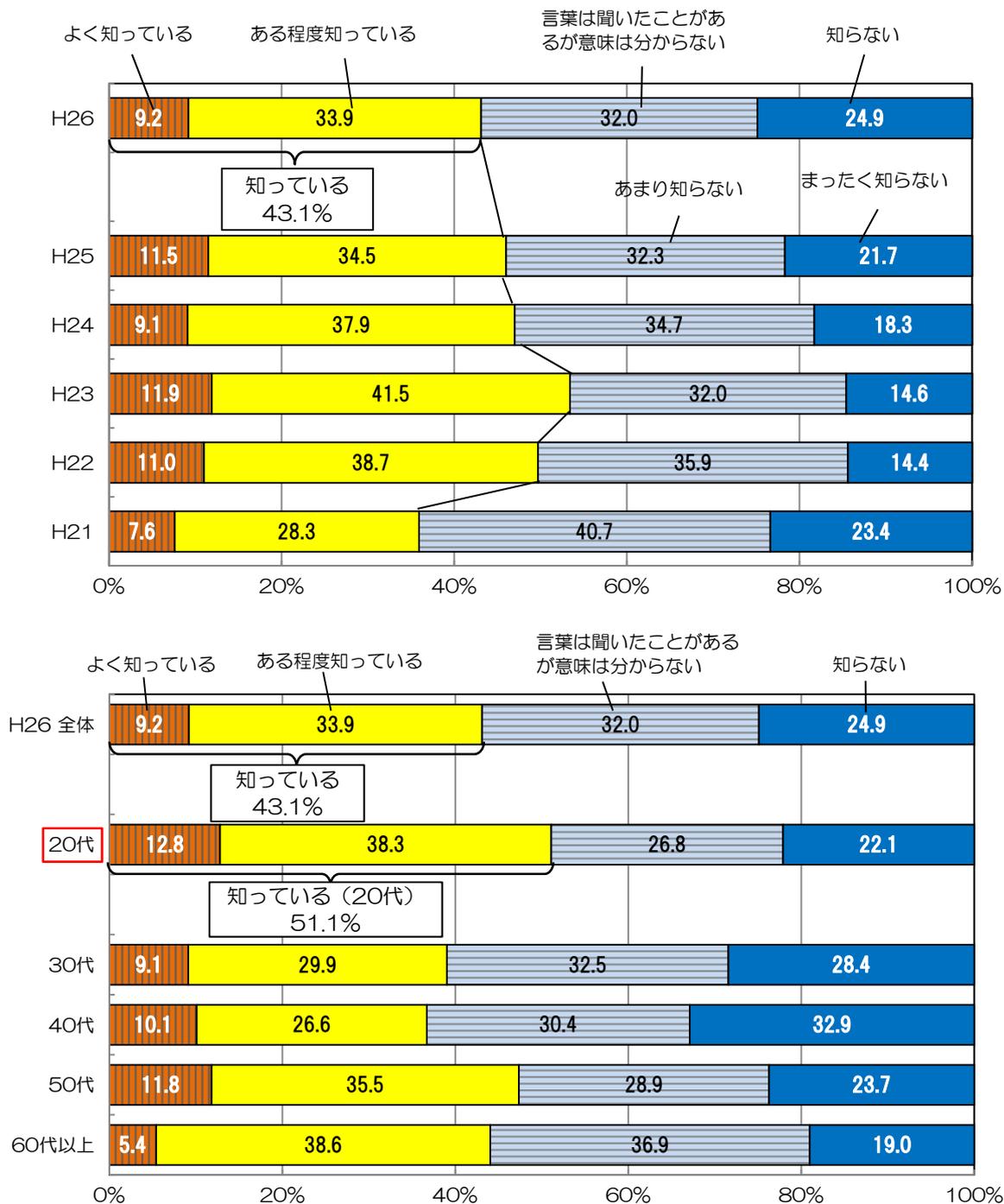
- 生物多様性を守るために特に必要と思う横浜市の取組として、「生き物のすむ川、水辺の整備」「外来生物への対策」「都市部の緑の創造」といった回答が過年度から上位にあがり、引き続き必要とされる取組となっています。

Q22. 生物多様性という言葉を知っていますか？

◇「よく知っている、ある程度知っている」は43%。

◇年代別では20代が51%で第1位。

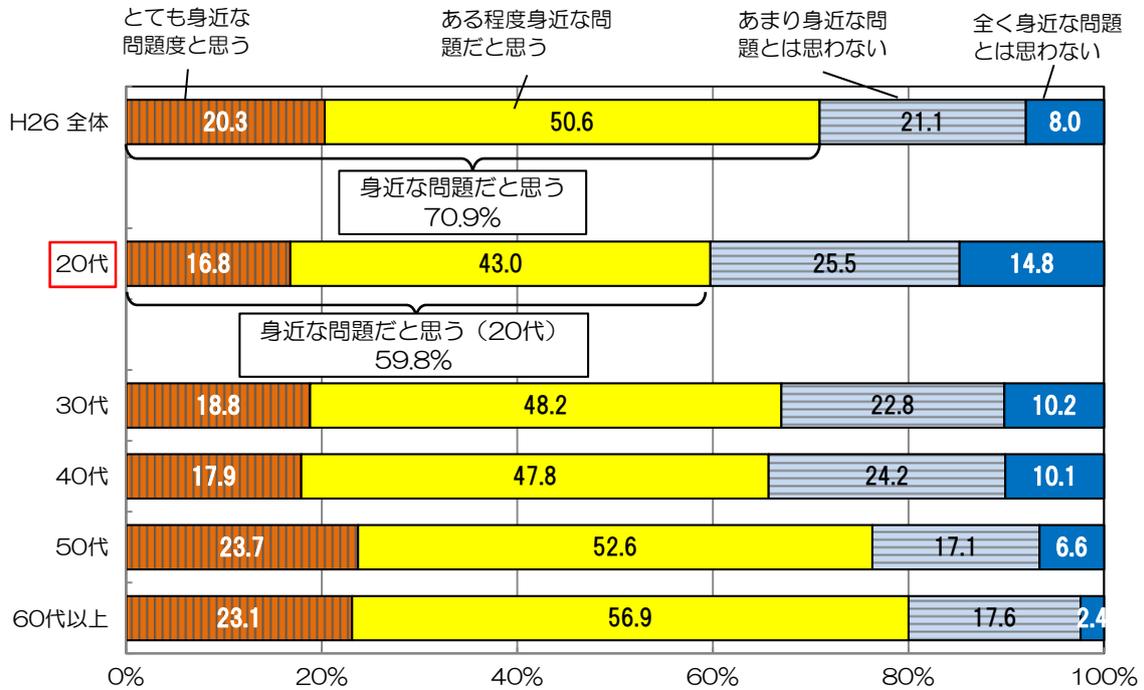
(経年変化) ※平成26年度から選択肢を一部変更しました。



Q23. 生物多様性の危機を身近な問題とごいますか？

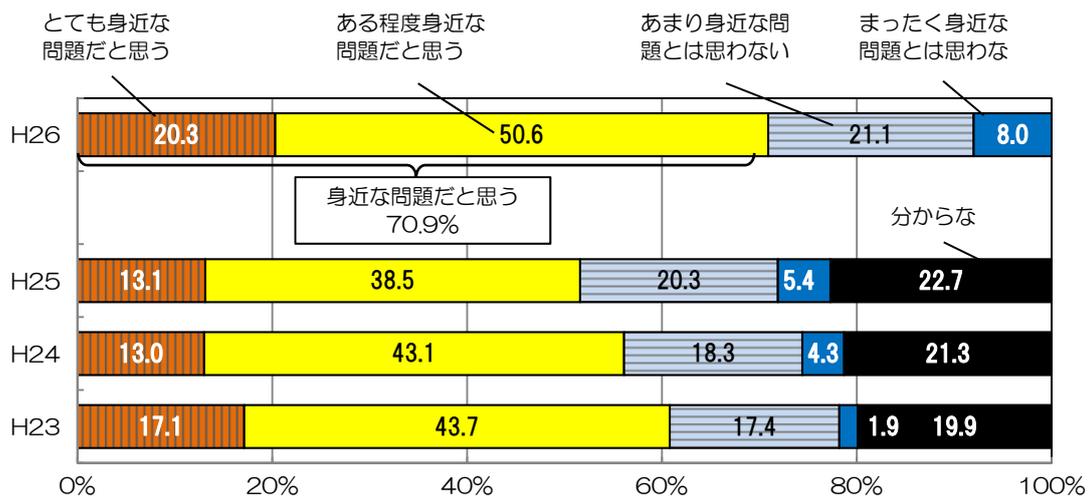
◇「身近な問題と思う」は71%。

◇20代の「身近な問題だと思ふ」は60%。



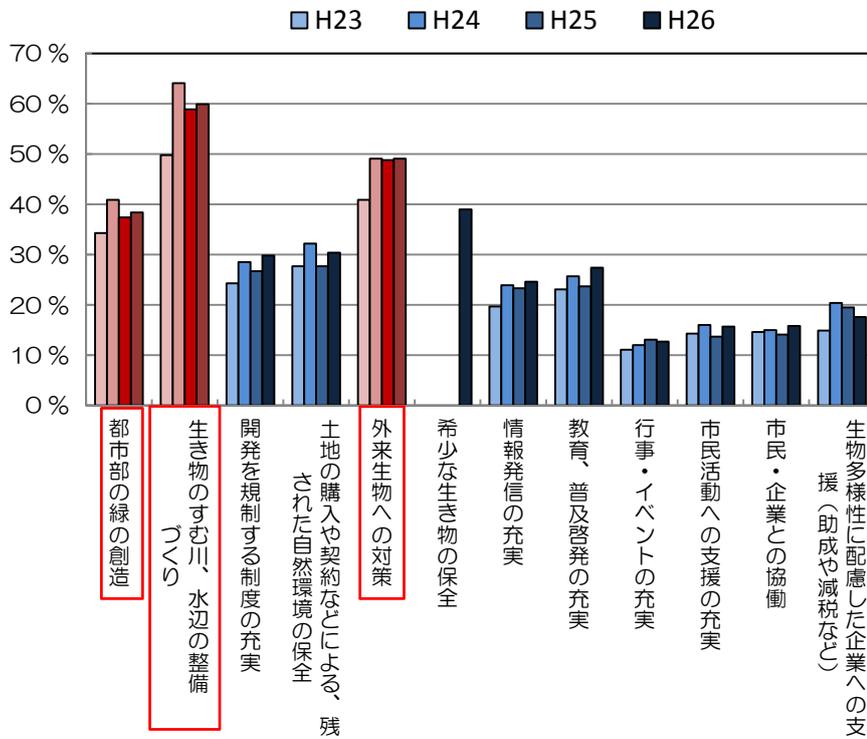
参考

(経年変化)



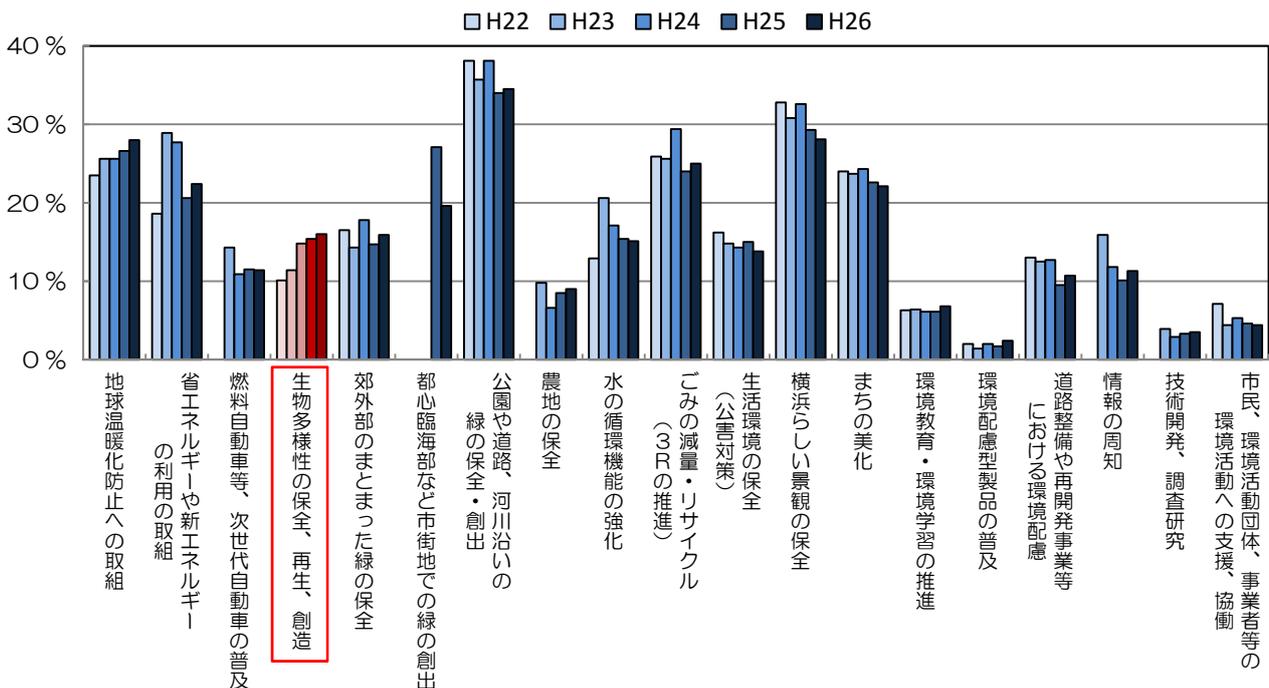
Q24. 「ヨコハマbプラン」における取組のうち、特に必要だと思うものは何ですか？ 経年変化

◇「生き物のすむ川、水辺の整備」「外来生物への対策」「都市部の緑の創造」が上位。



参考

Q34. 横浜市に優先的に取り組んでほしい取組（3つ選択） 経年変化



水とみどりについて

都心臨海部における緑の創出

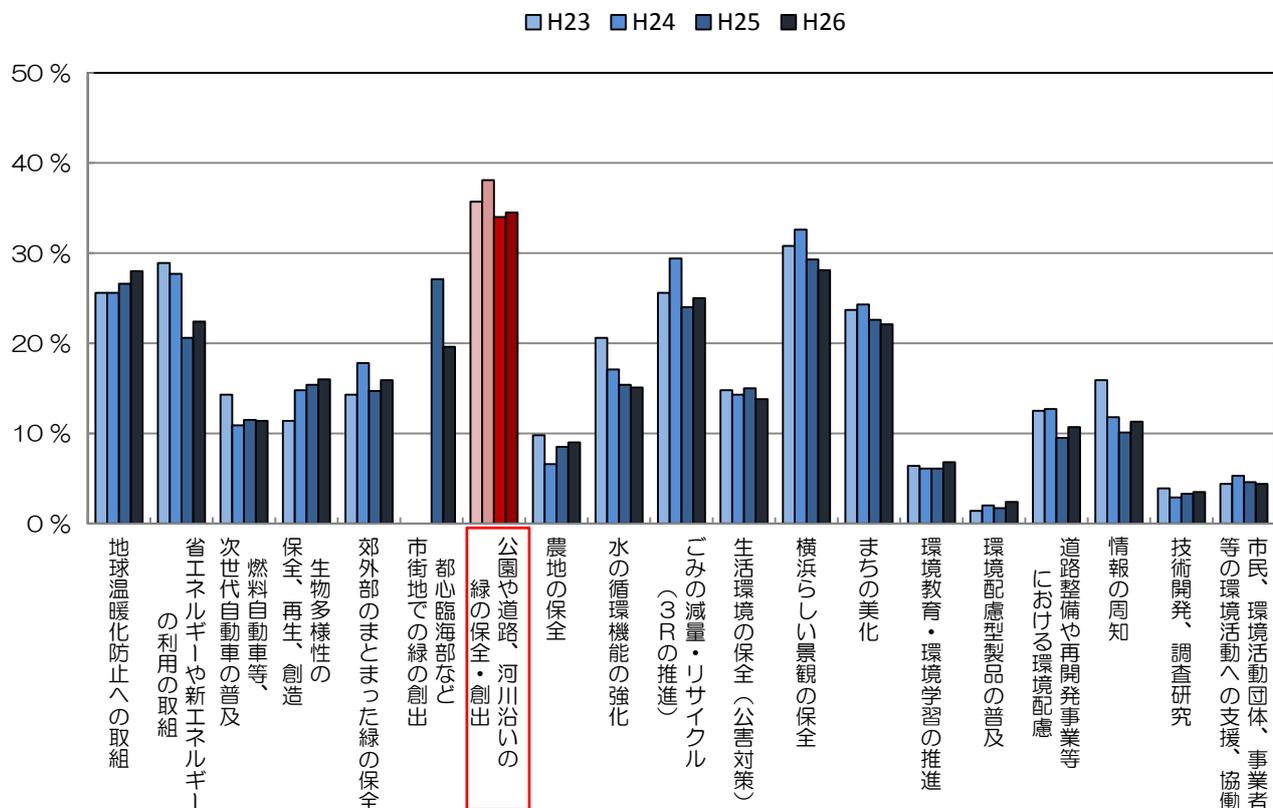
- 優先的に横浜市に取り組んでほしい取組として「公園や道路、河川沿いの緑の保全・創出」は経年的にみても最も高く、水や緑を身近に感じられるまちづくりが求められています。
- 『IV 市の取組に対する取組の満足度』でも見られたように、「都心臨海部など市街地での緑の創出」の取組で「不十分、やや不十分」の回答が多くなっているほか、緑に関する環境の満足度では東部エリアにおいて全項目で平均よりも低い結果がでました。都心臨海部における緑の創出が重要な課題であることが分かります。

緑に関する活動の実践状況

- 緑との関わりや活動について、ウォーキングやガーデニング、地元農産物の購入など、個人での活動は比較的行われています。一方で、里山の保全活動や公園の管理など、主に複数の人が集まって行う活動は、十分実施されているとはいえず、活動に参加できる手法を検討する必要があります。
- すべての取組に共通して、3割強から5割強の人が「今後行ってみたい」と回答しています。行ってみたいという人が活動に参加しやすいよう、身近なことから活動を始められるようなきっかけづくりが重要です。

Q34. 横浜市に優先的に取り組んでほしい取組（3つ選択）

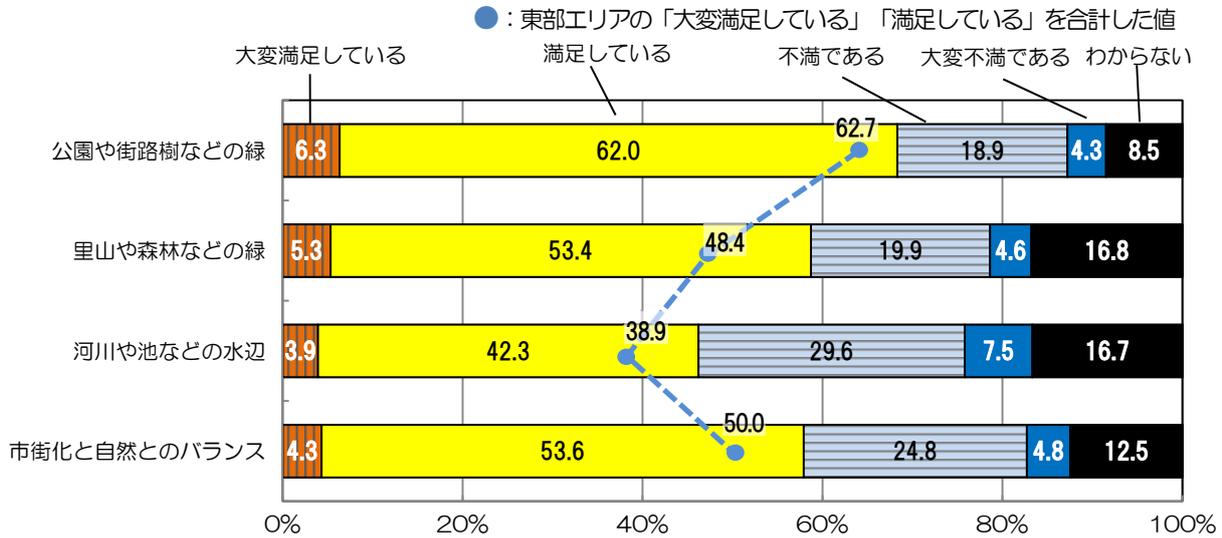
◇「公園や道路、河川沿いの緑の保全・創出」は経年的にみても最も高い。



Q3. 横浜市内の環境についてどのように感じていますか？

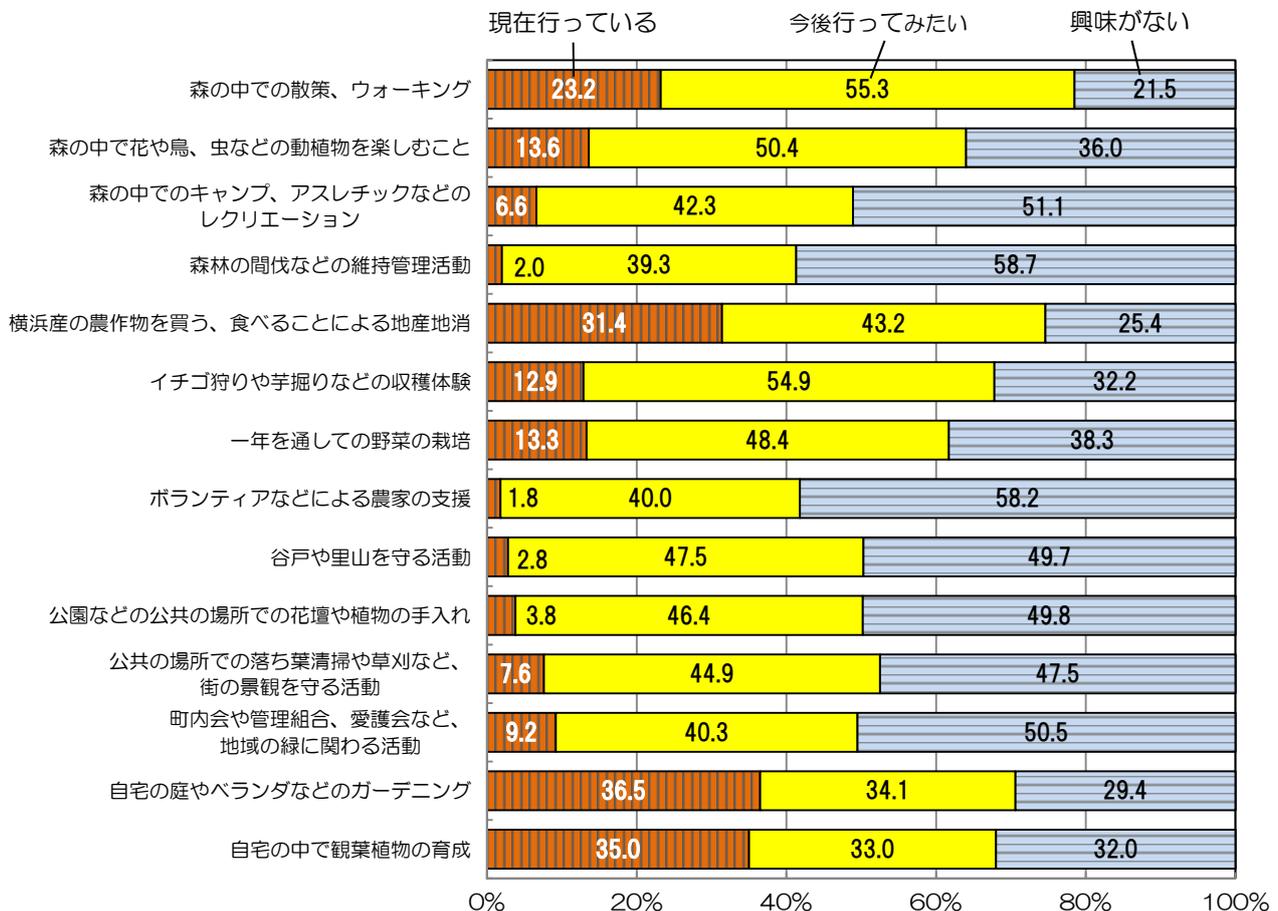
◇東部エリアの緑環境に関する満足度は全項目で平均よりも低い。

※東部エリア：鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区



Q27. 緑との関わりや活動について、現在行っていること、今後行ってみたいことはありますか？

◇ウォーキングやガーデニングなど一人でできる取組はすでに行っている割合が高い。

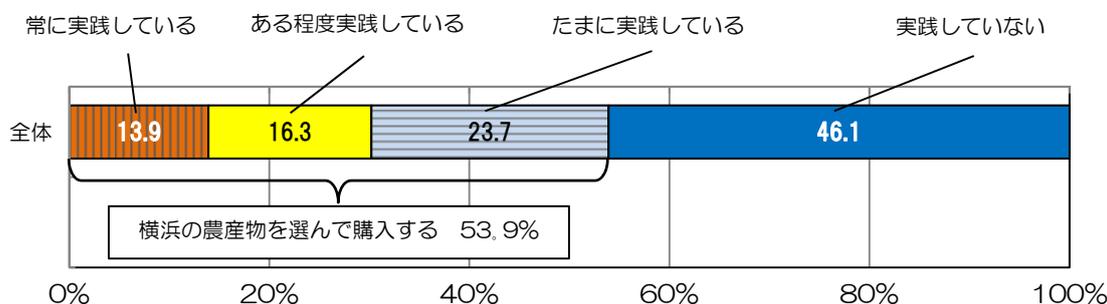


横浜の農について

- 横浜産の農産物を選んで購入する方は54%いました。今後さらに横浜産の農産物を選んで購入していただけるような取組を進める必要があります。
- 横浜産の農産物を購入する理由としては、「新鮮な農産物を購入したい」(57%)「おいしい農産物を購入したい」(36%)「地元の農家を応援したい」(35%)という回答が多くありました。横浜産農産物に対する市民の評価・期待が高いことが分かります。

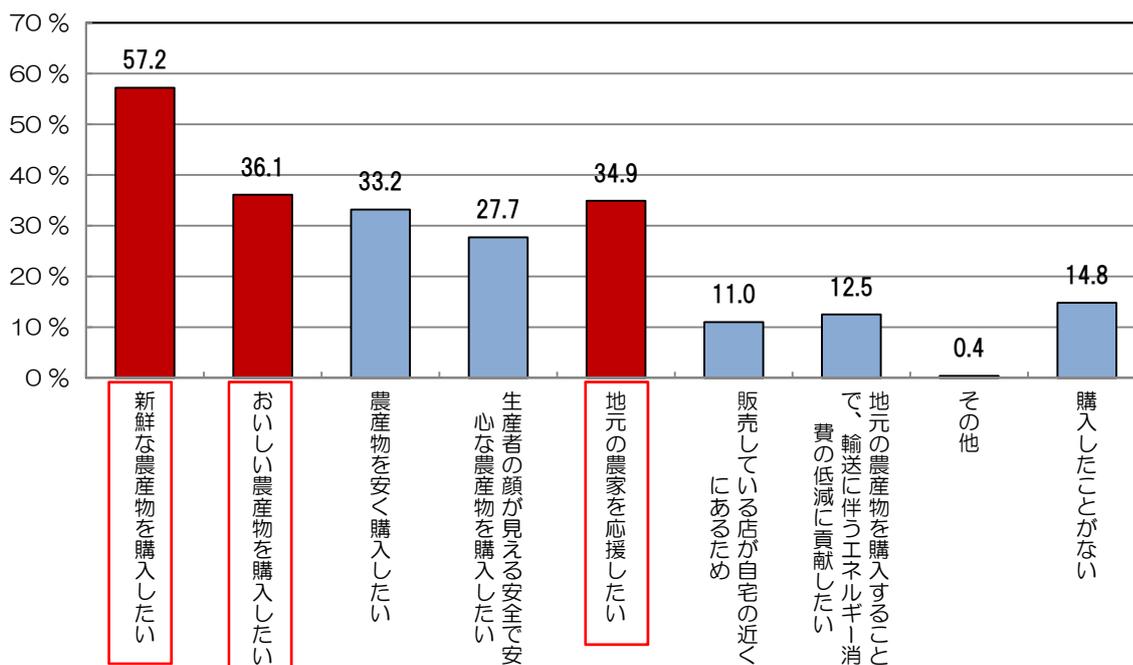
Q4. (11) 横浜産の野菜や果物を選んで買いますか？

◇「横浜産の農産物を選んで購入する」が 54%。



Q31. 横浜産の農産物を購入しようと思う理由は何ですか？

◇「新鮮な農産物を購入したい」が 57%、「おいしい農産物を購入したい」が 36%、「地元の農家を応援したい」が 35%。



東日本大震災後の環境意識の変化について

震災後の環境意識の変化

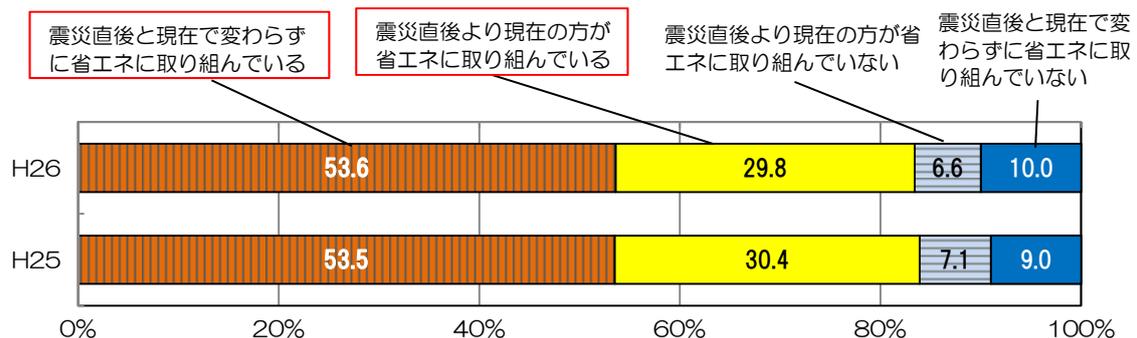
●東日本大震災直後と現在を比較して省エネ取組状況に変化があったか伺ったところ、5割以上の方が変わらずに省エネに取り組んでおり、約3割の方が震災直後よりも取り組んでいるという結果でした。省エネ取組に対する意識は、昨年度とほぼ同水準となりました。意識の低下を防ぐための啓発とともに、取組に熱心な市民を意識した事業が引き続き必要となっています。

災害対策として求められていること

●横浜市が災害対策として優先的に取り組むべきこととしては、震災後から継続して「ハザードマップの作成」が最も高くなっています。また、「再生可能エネルギーや蓄電池を利用した防災拠点への非常用電源の設置」「災害に強い下水道施設の整備」「省エネや節電対策の継続的な普及啓発」は、平成23年度と比較して増加しており、環境と防災が両立したまちづくりが求められています。

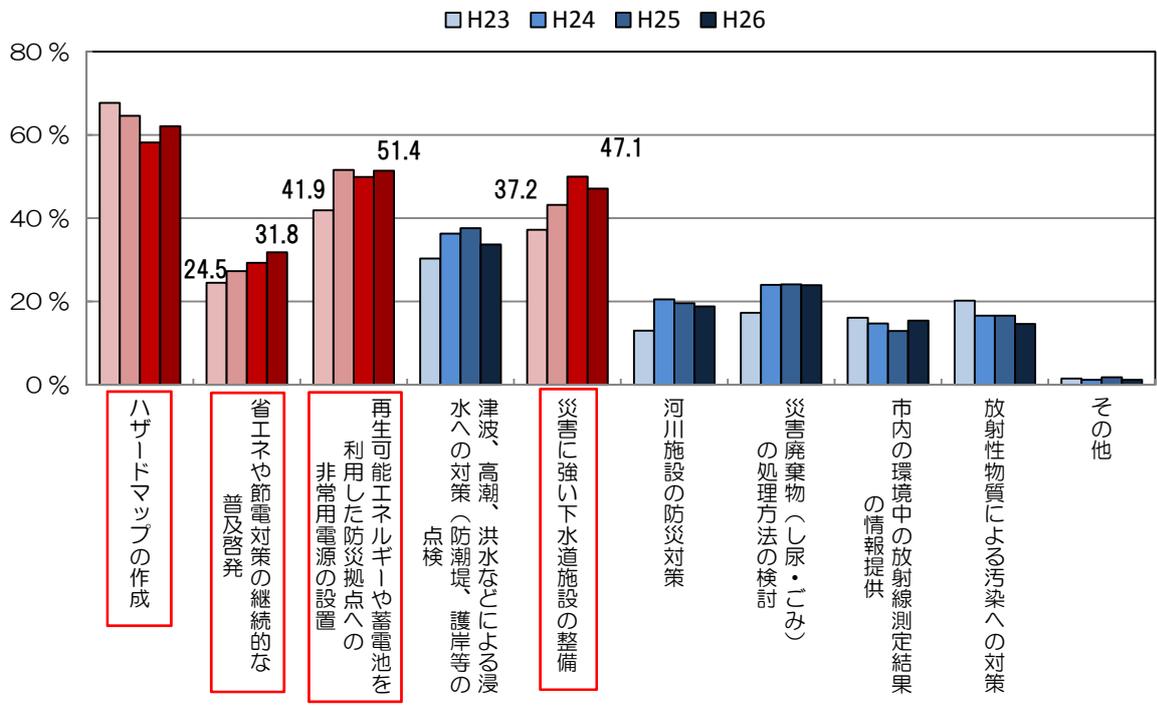
Q9. 東日本大震災の直後と現在を比較して、日常生活における節電やエコドライブといった省エネの取組に変化はありますか？

◇「現在も変わらず取り組んでいる」が54%、「震災直後より現在の方が省エネに取り組んでいる」が30%。



Q35. 東日本大震災から3年以上が経過したが、今後、横浜市が災害対策として優先的に取り組むべきことは？（3つ選択） 経年変化

◇「再生可能エネルギーや蓄電池を利用した防災拠点への非常用電源の設置」「災害に強い下水道施設の整備」の回答率の増加が顕著。



参考

1 横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例

平成7年3月24日横浜市条例第17号

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 基本的施策（第7条—第17条）
- 第3章 総合的推進のための施策（第18条—第22条）
- 第4章 効果的推進のための施策（第23条—第27条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、横浜市（以下「市」という。）、事業者及び市民が一体となって取り組むための基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境がすべての市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、これを将来にわたって維持し、及び向上させ、かつ、現在及び将来の世代の市民がこの恵沢を享受することができるように積極的に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる都市の実現を目的として、エネルギーの合理的かつ効率的な利用、資源の循環的な利用その他の環境の保全及び創造に関する行動について、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に積極的に取り組むことによつて行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、自然との触れ合いのある都市の実現を目的として、生態系の多

様性に配慮しつつ、自然環境を維持し、及び向上させることによって行われなければならない。

- 4 地球環境保全は、市、事業者及び市民が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、自らの施策の実施に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 3 市は、環境の保全及び創造のための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その施策の推進に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たって、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境の適正な保全を図る責務を有する。

- 2 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 事業者は、前2項に定めるもののほか、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、廃棄物の発生を抑制し、及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 4 事業者は、前3項に定めるもののほか、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、その日常生活に伴う廃棄物の排出、騒音の発生、自動車の使用等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

- 2 市民は、前項に定めるもののほか、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 基本的施策

(公害の防止等)

第7条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全のため、公害の防止に関して必要な措置を講じなければならない。

- 2 市は、前項に定めるもののほか、市民の健康又は生活環境を損なうおそれのある廃棄物の排出、騒音の発生、化学物質等による大気汚染、水質汚濁又は土壌汚染等による環境の保全上の支障を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(監視等の体制の整備)

第8条 市は、公害その他の環境の保全上の支障の状況を把握するため、必要な監視、測

定等に関する体制の整備に努めなければならない。

(公害に係る健康被害者の保護等)

第9条 市は、公害に係る健康被害者の保護及び健康被害の予防を図るため、必要な措置を講じなければならない。

2 市は、公害その他の環境の保全上の支障に係る苦情の円滑な処理に努めなければならない。

(自然環境の保全及び創造)

第10条 市は、樹林地、農地、川、海等における多様な自然環境の適正な保全及び創造に努めなければならない。

2 市は、自然環境の保全及び創造を行うに当たっては、動植物の生育環境等に配慮することにより、生態系の多様性の確保に努めなければならない。

(快適な環境の確保)

第11条 市は、都市の緑化、水辺の整備、快適な音の環境又は良好な景観の確保、歴史的文化的遺産の保全等を体系的に図ることにより、潤いと安らぎのある快適な環境の確保に努めなければならない。

(エネルギーの合理的かつ効率的な利用の促進等)

第12条 市は、環境への負荷の低減を図るため、エネルギーの合理的かつ効率的な利用及び資源の循環的な利用が促進され、並びに廃棄物の発生が抑制されるように必要な措置を講じなければならない。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第13条 市は、環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように必要な措置を講じなければならない。

(環境の保全に関する施設の整備等)

第14条 市は、廃棄物の処理施設、公共下水道、環境への負荷の低減に資する交通施設等の整備及び汚泥のしゅんせつ等の環境の保全上の支障を防止し、又は防止に資するための事業を推進しなければならない。

(地球環境保全の推進等)

第15条 市は、地球環境保全に資するため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策の推進に努めるとともに、環境の保全及び創造に関する国際的な連携に努めなければならない。

(環境教育の充実及び環境学習の促進)

第16条 市は、環境の保全及び創造に関する教育を充実し、及び学習が促進されるように、環境の保全及び創造に関する知識の普及等の啓発活動の推進、人材の育成、市民相互の交流の機会の拡充その他の必要な措置を講じなければならない。

(調査研究等)

第 17 条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、科学的な調査及び研究並びにそれらの成果の普及に努めなければならない。

第 3 章 総合的推進のための施策

(環境管理計画の策定等)

第 18 条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、横浜市環境管理計画（以下「環境管理計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境管理計画は、環境の保全及び創造に関する目標、目標を達成するための施策、配慮の指針その他の必要な事項を定めるものとする。

3 市長は、環境管理計画を策定するときは、市民及び事業者の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、横浜市環境創造審議会条例（平成 6 年 6 月横浜市条例第 19 号）に基づく横浜市環境創造審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境管理計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、環境管理計画を変更する場合に準用する。

（平成 18 年横浜市条例第 75 号・一部改正）

(施策の策定等と環境管理計画との整合等)

第 19 条 市は、自らの施策を策定し、又は実施するに当たって、環境管理計画との整合を図るように努めなければならない。

2 市は、環境管理計画の実施に当たって、その効果的な推進及び総合的な調整を行うための必要な措置を講じなければならない。

(年次報告書の作成、公表等)

第 20 条 市長は、環境の状況、環境管理計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(開発事業等の計画の立案に係る環境への配慮の推進)

第 21 条 環境に著しい影響を与えるおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業（以下「開発事業等」という。）を計画しようとする者は、その計画の立案に当たって、その計画に係る環境への影響について適正に配慮し、環境の保全に努めなければならない。

2 市は、前項の規定による適正な配慮を行うために必要な環境に関する情報の提供、助言その他の必要な措置を講じなければならない。

(開発事業等の計画の確定に係る環境影響評価の推進)

第 22 条 大規模な開発事業等を実施しようとする者は、その開発事業等の計画の確定に当たって、その開発事業等に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、環境の保全に努めなければならない。

2 市は、前項の規定による調査、予測及び評価を行うために必要な手続及び基準を定める等必要な措置を講じなければならない。

第4章 効果的推進のための施策

(情報の提供及び市民等の意見反映)

第23条 市は、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するように努めるとともに、環境の保全及び創造に関する施策に市民及び事業者の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(市民及び事業者との連携)

第24条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため、市民及び事業者の参加及び協力を求める等これらの者との連携に努めなければならない。

(市民及び事業者の自主的な活動の促進)

第25条 市は、市民及び事業者が自主的に行う地域の緑化活動、再生資源の回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、これらの活動に対する助成、顕彰の実施その他の必要な措置を講じなければならない。

(経済的措置)

第26条 市は、市民及び事業者が環境への負荷の低減を図るために行う施設の整備、研究開発その他これらに類する活動を促進するため特に必要があるときは、助成その他の措置を講ずるように努めなければならない。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、適正な経済的負担を市民又は事業者に求める措置についての調査及び研究を実施し、特に必要があるときは、その措置を講ずるように努めなければならない。

(事業者の環境管理に関する制度の導入の促進)

第27条 市は、事業者が、その事業活動に伴って生ずる環境への負荷の低減を図るための制度として、環境管理に関する制度を導入するように、その促進に関し必要な措置を講じなければならない。

附則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附則（平成18年12月条例第75号） 抄

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

2 環境基準等

(1) 大気汚染に関する環境基準

<大気の汚染等に係る環境基準>

物質	二酸化硫黄*1	一酸化炭素*1	浮遊粒子状物質*1	二酸化窒素*2	光化学オキシダント*1	微小粒子状物質*3
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	非分散型赤外分析計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電びん法若しくはベータ線吸収法	ザルツマン試薬を用いる吸光度法又はオゾンを用いる化学発光法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光度法若しくは電量法、紫外線吸収法、又はエチレンを用いる化学発光法	微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法
備考	1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。 3 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μm以下の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後採取される粒子をいう。					

環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。

- * 1 大気の汚染に係る環境基準について : 昭和48年5月8日 環境庁告示第25号
最近改正 平成8年10月25日 環境庁告示第73号
- * 2 二酸化窒素に係る環境基準について : 昭和53年7月11日 環境庁告示第38号最近改正
平成8年10月25日 環境庁告示第74号
- * 3 微小粒子状物質に係る環境基準について : 平成21年9月9日 環境省告示第33号

<有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準>

平成9年2月4日 環境庁告示第4号
最近改正 平成13年4月20日 環境省告示第30号

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
の環境上の条件	一年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	一年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	一年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	一年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
測定方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法

環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない場所については適用しない。

(2) 悪臭防止法の定める悪臭物質と規制基準

昭和 48 年 5 月 31 日 横浜市告示第 129 号
最近改正 平成 7 年 4 月 5 日 横浜市告示第 87 号

悪臭物質名	規制基準	悪臭物質名	規制基準
アンモニア	1 ppm	イソバレルアルデヒド	0.003 ppm
メチルメルカプタン	0.002 ppm	イソブタノール	0.9 ppm
硫化水素	0.02 ppm	酢酸エチル	3 ppm
硫化メチル	0.01 ppm	メチルイソブチルケトン	1 ppm
二硫化メチル	0.009 ppm	トルエン	10 ppm
トリメチルアミン	0.005 ppm	スチレン	0.4 ppm
アセトアルデヒド	0.05 ppm	キシレン	1 ppm
プロピオンアルデヒド	0.05 ppm	プロピオン酸	0.03 ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm	ノルマル酪酸	0.001 ppm
イソブチルアルデヒド	0.02 ppm	ノルマル吉草酸	0.0009 ppm
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 ppm	イソ吉草酸	0.001 ppm

* 規制基準は敷地境界線での基準のみを示す。

(3) 騒音に関する環境基準・道路交通騒音の要請限度及び道路交通振動の要請限度 ＜騒音の環境基準（一般環境）＞

地域の類型	LAeq :等価騒音レベル dB(A)	
	昼間 (午前 6 時～午後 10 時)	夜間 (午後 10 時～午前 6 時)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

(注：横浜市には AA にあてはまる地域はない。)

＜騒音の環境基準（道路に面する地域については下表のとおりとする）＞

地域の区分	LAeq :等価騒音レベル dB(A)	
	昼間 (午前 6 時～午後 10 時)	夜間 (午後 10 時～午前 6 時)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

LAeq :等価騒音レベル dB(A)	
昼間 (午前 6 時～午後 10 時)	夜間 (午後 10 時～午前 6 時)
70 デシベル以下	65 デシベル以下

* 「幹線交通を担う道路」：高速自動車国道、自動車専用道路、一般国道及び都道府県道並びに 4 車線以上の市町村道をいう。

<道路交通騒音の要請限度>

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度

	区域の区分	LAeq :等価騒音レベル dB(A)	
		昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する地域	75 デシベル	70 デシベル

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以上の車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

地域の類型、区域区分

環境基準の地域の類型	騒音規制法の区域の区分	都市計画法による用途地域
A地域	a区域	第1種低層住居専用地域
		第2種低層住居専用地域
		第1種中高層住居専用地域
		第2種中高層住居専用地域
B地域	b区域	第1種住居地域
		第2種住居地域
		準住居地域
		無指定
C地域	c区域	近隣商業地域
		商業地域
		準工業地域
		工業地域

<自動車騒音の限度>

騒音規制法第17条第1項の規定により、この限度を超えて周辺の生活環境が著しくそこなわれると認めるときは、市長は公安委員会に対し、道路交通法による規制措置をとるよう要請することができ、また、道路管理者又は関係行政機関の長に対して、自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関し、意見を述べることができる。

<道路交通振動の要請限度>

振動規制法第 16 条第 1 項に基づく道路交通振動の限度

昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号、振動規制法施行規則別表第 2

	昼間 (午前 8 時～午後 7 時)	夜間 (午後 7 時～午前 8 時)
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

区域の区分

振動規制法の区域の区分	都市計画法による用途地域
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域
	第 2 種低層住居専用地域
	第 1 種中高層住居専用地域
	第 2 種中高層住居専用地域
	第 1 種住居地域
	第 2 種住居地域
	準住居地域
第 2 種区域	無指定
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域

<道路交通振動の限度>

振動規制法第 16 条第 1 項の規定により、この限度を超えて周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、市長は、道路管理者に道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は、公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。

<新幹線鉄道騒音の環境基準>

昭和 50 年 7 月 29 日 環境庁告示第 46 号

最近改正：平成 12 年 12 月 14 日 環境省告示第 78 号

地域の類型	基準値	都市計画法による用途地域 (参考)
I	70 デシベル以下	第 1 種低層住居専用地域
		第 2 種低層住居専用地域
		第 1 種中高層住居専用地域
		第 2 種中高層住居専用地域
		第 1 種住居地域
		第 2 種住居地域
		準住居地域
II	75 デシベル以下	無指定
		近隣商業地域
		商業地域
		準工業地域
		工業地域

<新幹線鉄道振動の指針値 (要旨)>

- ・70 デシベルを超える地域について、緊急に振動源及び障害防止対策等を講じること。
- ・病院、学校その他特に静穏の保持を要する施設の存する地域については、特段の配慮をするとともに、可及的速やかに措置すること。

(4) 水質汚濁に関する環境基準等 (抜粋)

<水質汚濁に係る環境基準>

公布 (公共用水域) : 昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号
 最近改正 : 平成 25 年 3 月 27 日 環境省告示第 30 号
 公布 (地下水) : 平成 9 年 3 月 13 日 環境庁告示第 10 号
 最近改正 : 平成 26 年 3 月 20 日 環境省告示第 40 号

ア 人の健康の保護に関する環境基準・地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	環境基準値	項目	環境基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー (*)	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン (*)	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン (#)	0.04 mg/L 以下		

基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
 公共用水域と地下水を対象とするが、#印は公共用水域のみ、*印は地下水のみを対象とする。

イ 生活環境の保全に関する環境基準

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的酸 素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
河川	B 水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000 MPN/100mL 以下
	C 水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
	D 工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
	E 工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

基準値は日間平均値とする。大腸菌群数に係る基準値については、当分適用しない。

海域	項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
			水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質
海域	B	水産2級 工業用水及びC の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されな いこと
	C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—

基準値は日間平均値とする。

海域	項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
			全窒素	全りん
海域	Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの (水産3種を除く)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
	Ⅳ	水産3種、工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

基準値は表層の年間平均値とする。

<有害物質項目及び排水基準>

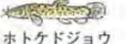
公布：昭和 46 年 6 月 21 日 総理府令第 35 号
最近改正：平成 26 年 11 月 4 日 環境省令第 30 号

有害物質の種類		排水基準(許容限度)
有害物質	カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L
	シアン化合物	1 mg/L
	有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。)	0.2 mg/L
	鉛及びその化合物	0.1 mg/L
	六価クロム化合物	0.5 mg/L
	砒素及びその化合物	0.1 mg/L
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L
	アルキル水銀化合物	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
	トリクロロエチレン	0.3 mg/L
	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
	ジクロロメタン	0.2 mg/L
	四塩化炭素	0.02 mg/L
	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
	チウラム	0.06 mg/L
	シマジン	0.03 mg/L
	チオベンカルブ	0.2 mg/L
	ベンゼン	0.1 mg/L
	セレン及びその化合物	0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	10(230) mg/L	
ふっ素及びその化合物	8(15) mg/L	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L	
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L	

有機リン化合物の排水基準は水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定による排水基準を定める条例による。ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物について、()内の数値は海域に排出する場合の排水基準を示す。

アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の排水基準は、アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量をいう。

(5) 横浜市における水域区分ごとの達成目標及び補助目標
 <河川域>

水域区分	目標イメージ	達成目標			補助目標					
		BOD	生物指標による 感覚的な水質階級	ふん 便性 大腸 菌	※1 水深	※1 流速	河床状 況と美 観	周辺環境		
I	A  豊かな緑に囲まれた 自然のせせらぎ	3mg/l 以下	「源流・上流域」の “大変きれい”  アブラハヤ  ホトケドジョウ	1000 個 /100m 以下	5~ 15 (10) cm ※2	30 cm/s 程度	自然 河 床の保 全・ゴミ のない こと	自然環境の保全を重視し、自然生態系の保全を図るとともに、澄んだせせらぎの復元に努める。		
	Ⓑ  魚とりが楽しめる のどかな小川	3mg/l 以下	 サワガニ		10~ 25 (15) cm ※2		自然 河 床の復 元・ゴミ のない こと	河川の自然環境の復元や周辺農地等も含めた生物生息環境の復元に努めるとともに親水性に配慮する。		
	B  水遊びが楽しめる 澄んだ流れ	5mg/l 以下	「源流・上流域」の “きれい”  メダカ  カワナ							
II	Ⓐ  水遊びが楽しめる 澄んだ流れ	3mg/l 以下	「中流～下流域」の “大変きれい”  シマドジョウ  ヘビトンボ	1000 個 /100m 以下	10~ 30 (20) cm ※2	30 cm/s 程度	ゴミの ない こと	親水性の向上を図ることができる拠点を設置する等、市民にとっての身近な憩いの場として、うるおいのある水辺空間の整備に努めるとともに、生物生息環境にも可能な限り配慮する。		
	A  水遊びが楽しめる 澄んだ流れ	5mg/l 以下	「中流～下流域」の “きれい”  ウグイ  シロハラコケロウ							
	B  多様な利用ができる 豊かな流れ	5mg/l 以下	 オランダガラシ					30~ 50 (40) cm ※2		川幅や周辺空間に余裕のあるこの水域においては、豊かな流れと河川敷や沿川遊歩道を生かした水遊び、自然観察等、多様なレクリエーション利用が可能な水辺空間の整備に努める。
III	C  散歩が楽しめる、ゆるやかな流れ うるおいを感じる川	8mg/l 以下	「中流～下流域」の “やや汚れている”  オイカワ  エビモ				河川としては中規模にあたるこの水域においては、うるおいのある水の存在を感じられるよう、遊歩道の整備に努める。			
	III A  ボート遊びができ魚影が行きかう 広がりのある流れ	3mg/l 以下	「感潮域」の “きれい”  ピリンゴ  クサブグ		-	-	運河も含めたこの水域においては、緑化を中心とした修景性を重視し、町の中のある水辺空間の整備に努める。			
III	 ボート遊びができ魚影が行きかう 広がりのある流れ	5mg/l 以下	 オサガニ				運河も含めたこの水域においては、緑化を中心とした修景性を重視し、町の中のある水辺空間の整備に努める。			

< 海域 >

水域区分	目標イメージ	達成目標				補助目標	
		COD	生物指標による感覚的な水質階級	窒素・リン	ふん便性大腸菌群数	底質状況と美観	周辺環境
I		2mg/ℓ以下	「内湾」の「きれい」 「干潟」の「きれい」 	T-NO. 3mg/ℓ以下 T-PO. 03mg/ℓ以下	100個/100mℓ以下	ゴミが散乱していないこと	砂浜の保全、後背緑地の保全・復元等の生態系の保全を重視し同時に海浜レクリエーション等の親水性にも配慮する。
II		3mg/ℓ以下	「干潟」の「きれい」 「内湾」の「きれい」 	T-NO. 6mg/ℓ以下 T-PO. 05mg/ℓ以下	-	ヘドロが堆積しないこと	底質の改善等、閉鎖性海域の環境の改善や干潟の保全に努め、プロムナードや親水公園の整備等、親水機能の改善に配慮する。
III			「岸壁」の「きれい」 「内湾」の「きれい」 	T-N1. 0mg/ℓ以下 T-PO. 09mg/ℓ以下	-		この沿岸水域においては、生物生息環境と眺望へ配慮し、海釣り施設やマリナーの整備に努める。
IV		2mg/ℓ以下	「岸壁」の「きれい」 「内湾」の「きれい」 	T-NO. 3mg/ℓ以下 T-PO. 03mg/ℓ以下	-	ゴミが浮いていないこと	

(注) 水域区分の対応は、以下のとおり。

河川域	海域
I. 「源流～上流域」	I. 「砂浜域」
II. 「上流～下流域」	II. 「干潟域」
III. 「感潮域」	III. 「港湾域」
	IV. 「その他の沿岸域」

- * 1) 水深・流速の補助目標値は、「晴天時の平均的な値」とする。
- * 2) 水深の補助目標値欄の () 内の数値は、代表的な値である。

* 平成 12 年 10 月 31 日類型指定の変更で入江川、帷子川、大岡川、宮川、侍従川は E 類型から B 類型になったため、水域区分に新たに I ㊸、II ㊹、III A を設定しました。なお、新水域区分は平成 13 年度から適用しています。

域区分は平成 13 年度から適用しています。

横浜市の水域区分の一覧表

(河川域)

区分	水系	水 域	区分	水系	水 域	
I A	鶴見川	寺家川	II ㉠	入江川	入江川 (寺尾橋より上流)	
		岩川		帷子川	帷子川 (矢指川合流点より宮川橋まで)	
		梅田川・台村川			今井川	
	帷子川	堀谷戸川		大岡川	大岡川 (田中橋から弘岡橋)	
		矢指川			日野川	
	大岡川	大岡川 (田中橋より上流)	II A	鶴見川	江川	
	宮川	宮川 (左支流合流点より上流)			早湊川	
	侍従川	侍従側 (新川橋より上流)		柏尾川	柏尾川 (平戸永谷川合流点より久保橋まで)	
	柏尾川	名瀬川	II B	鶴見川	鶴見川 (市境より大綱橋まで)	
		舞岡川	II C	鶴見川	恩田川 (市境より下流、鶴見川本川合流点まで)	
いたち川 (城山橋より上流)		柏尾川		柏尾川 (久保橋から市境まで)		
I ㉢	帷子川	帷子川 (矢指川合流点より上流)	境川	境川 (市域全川)		
		二俣川		III A	入江川	入江川 (寺尾橋より下流)
		中堀川			帷子川	帷子川 (宮川橋より下流)
		市沢川	大岡川	大岡川 (弘岡橋より下流)		
		くぬぎ台川	宮川	宮川 (左支川合流点より下流)		
I B	鶴見川	奈良川	III	侍従川	侍従川 (新川橋より下流)	
		黒須田川		鶴見川	鶴見川 (大綱橋より下流)	
		大熊川				
		鳥山川				
	柏尾川	阿久和川				
		平戸永谷川				
	境川	大門川				
		相沢川				
		和泉川				
		宇田川				

※ I ㉢・II ㉠・III A は平成 13 年度より適用

(海域)

区分	水 域
I	金沢湾
II	平潟湾
III	鶴見川河口先海域
	横浜港 (内港)
	根岸湾
IV	上記の海域の外海で横浜市に関連する海域

(6) 土壤汚染に関する環境基準

平成3年8月23日 環境庁告示第46号
 最近改正 平成26年3月20日 環境省告示第44号

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。

(7) ダイオキシン類の環境基準等
 <ダイオキシン類に係る環境基準>

平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号
 最近改正 平成 21 年 3 月 31 日 環境省告示第 11 号

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質(水底の底質を除く)	1pg-TEQ/L 以下	日本工業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法(ポリ塩化ジベンゾフラン等(ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾパラジオキシンをいう。以下同じ。)及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を 2 種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。)

備考

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
- 4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合(簡易測定方法により測定する場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。

＜ダイオキシン類対策特別措置法の大気基準適用施設と大気排出基準＞

項 番 号	特定施設の種類	排出基準 (単位：pg-TEQ/L)		
		新設施設	既設施設	
			～ H14.11.30	H14.12.1 ～
1	焼結鉱（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉であって、原料の処理能力が1時間当たり1トン以上のもの	0.1	2	1
2	製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）であって、変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のもの	0.5※	20	5
3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉であって、原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの	1	40	10
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉であって、焙焼炉及び乾燥炉にあつては原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの、溶解炉にあつては容量が1トン以上のもの	1	20	5
5	廃棄物焼却炉であって、火床面積（廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計）が0.5m ² 以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計）が1時間当たり50kg以上のもの	4t/時以上	0.1※	1
		2～4t/時	1※	5
		2t/時未満	5※	10

※既存施設の一部で、平成9年12月2日以降、平成12年1月14日までに設置されたもののうち、既に大気汚染防止法により抑制基準が適用されていた施設は新設施設の基準が適用される。

<ダイオキシン類対策特別措置法の水質基準対象施設と水質排出基準>

号 番号	特定施設の種類	排出基準 (pg-TEQ /L)
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	10
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
10	2,3-ジクロロ-1,4 ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設	
11	8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジンドロ [3・2-b:3'・2'・m] トリフェノジオキサジン（別名 ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設	
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
15	別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの（別表第1第5号：廃棄物焼却炉であって、火床面積（廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計）が0.5m ² 以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計）が1時間当たり50kg以上のもの） イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設	
17	フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成六年政令第三百八号）別表一の項、三の項及び六の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
18	下水道終末処理施設（第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）	
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの）に限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）	

平成 26 年版 横浜の環境
(横浜市環境管理計画年次報告書) 資料編
[発行] 横浜市環境創造局政策調整部政策課
平成 27 年 1 月発行
〒231-0017 横浜市中区港町 1-1
TEL 045-671-2891
FAX 045-641-3490